

平成25年度第3回市川市男女共同参画推進審議会次第

日 時：平成26年1月15日（水）
14時～16時
場 所：男女共同参画センター
6階 研修室F

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 市川市男女共同参画基本計画第5次実施計画策定についての
答申案について
- (2) 市川市男女共同参画基本計画第2次DV防止実施計画策定に
ついての答申案について

3. 閉 会

平成25年度第3回市川市男女共同参画推進審議会 委員名簿

平成26年1月15日(水) 午後2時～午後4時
市川市男女共同参画センター 6階 研修室F

	委員氏名	出欠状況	職業等
1	あきよし まつ 秋吉 マツ	出席	市川人権擁護委員協議会
2	あべ りさ 阿部 理佐	出席	市民公募
3	いのうえ たくや 井上 卓也	出席	国府台女子学院
4	いwasawa ひであき 岩澤 秀明		市川市医師会
5	おおさこ じゅんこ 大迫 淳子	出席	市川公共職業安定所
6	おがわ たかひろ 小川 隆啓	出席	市川市社会福祉協議会
7	おぼかた としこ 小保方 稔子	出席	帝京平成大学教授
8	たぐち くみこ 田口 久美子	出席	和洋女子大学教授
9	たけなか としはる 竹中 寿晴	出席	市民公募
10	とさか こうじ 戸坂 幸二		市川商工会議所
11	なかむら としみつ 中村 敏弥	出席	市立中学校長
12	はせがわ なおみ 長谷川 直美	出席	介護相談員
13	ふじい たけし 藤井 丈	出席	市川青年会議所
14	まつなが のぶこ 松永 信子		市川市保健推進協議会
15	みやこし なおこ 宮腰 直子	出席	弁護士

市川市男女共同参画基本計画第5次実施計画(案)についての
パブリックコメント実施結果

市川市 総務部 男女共同参画課

○期間 平成25年11月7日～平成25年12月6日

○意見を提出していただいた方の人数及び件数 3人 12件

・男女共同参画課へ提出 1人 3件

・ファクシミリ 2人 9件

○意見への対応

①ご意見を踏まえて、案の修正を検討するもの 2件

②今後の事業実施の参考とするもの 3件

③ご意見の趣旨や内容について、考え方を盛り込み済であるもの 7件

④その他(本計画そのものに対するご意見でないもの等) 該当なし

ご意見と市の考え方

(人数)	意 見	(件数)	市の考え方	対応
1	21ページの「個別課題3 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮」の「基本計画における施策（14）発行物における性にとらわれない表現の促進」について意見させていただきます。 「性にとらわれない表現」とは具体的にどういった表現なのでしょう？「促進」とは具体的にどういった方法で促進するのでしょうか？文言が曖昧でよく分かりません。もし民間が発行する図書の表現に行政や警察が介入するのであれば、表現の自由への侵害であり問題です。	1	本計画（案）は施策を推進するための具体的事業を掲げた実施計画で、「市川市男女共同参画基本計画」（平成20年度～平成37年度）に基づいた計画であることから、施策などの体系は基本計画と同一です。男女共同参画社会の実現のため、市が発行する様々な刊行物などについて、一方の性に不利益となる表現など人権への配慮が欠けたものとならないように努めてまいります。	②今後の参考
	23ページの「関連事業 青少年有害図書の自粛要請」に反対させていただきます。 子どもに見せるべきでない図書については区分陳列（ゾーニング）の徹底や、それぞれの家庭の教育で対応すべきです。 表現の良し悪し・快不快は市民ひとりひとりが決めるべきものであり、行政や警察が判断すべきではありません。文化・芸術のような民間の表現活動を行政や警察の判断で自粛させたり取締まったりすることは、表現の自由への侵害にあたります。 さらに言えば、青少年に関することと男女共同参画は別の問題です。青少年有害図書については別のところで議論すべきです。 以上の理由から23ページの「関連事業 青少年有害図書の自粛要請」には反対させていただきます。見直しを求めます。	2	関連事業「青少年有害図書の自粛要請」につきましては、千葉県青少年健全育成条例（昭和39年11月1日条例第64号）の規定に基づき対応し、青少年が暴力の加害者にも被害者にもならないよう、人権侵害や性犯罪に結びつく可能性がある有害図書への地域での見回りの取り組みを行うものです。 なお、当該事業につきましては、事業名・事業概要を修正し、あらゆる暴力の根絶に向けた事業と捉え、主要課題6 個別課題19の関連事業へ位置を変更します。	①案の修正
	53ページの「個別課題19 暴力を許さない社会の基盤づくり」の「基本計画における施策（65）性の商品化の根絶」に反対させていただきます。 表現や商品の良し悪し・快不快は市民ひとりひとりが決めるべきものであり、行政や警察が判断すべきではありません。文化・芸術のような民間の表現活動を行政や警察が判断して白黒つけることは表現の自由への侵害にあたります。 第一、売春や性虐待等の犯罪・人権侵害は既に取締まりが可能です。やるべきことは気に入らないものを取り締まることではなく、個人の人権を侵害する暴力の根絶ではないでしょうか？ 以上の理由から53ページの「基本計画における施策（65）性の商品化の根絶」には反対させていただきます。見直しを求めます。	3	本計画（案）は施策を推進するための具体的事業を掲げた実施計画で、「市川市男女共同参画基本計画」（平成20年度～平成37年度）に基づいた計画であることから、施策などの体系は基本計画と同一です。市民一人ひとりが人権尊重の意識を持ち、あらゆる暴力の根絶の実現のため、性的側面のみを強調した表現や性的な暴力表現など、人権侵害や性犯罪に結びつく可能性がある性の商品化を根絶することを目的に啓発等を行うものです。	②今後の参考

(人数)	意見	(件数)	市の考え方	対応
2	少子化が進む中、女性の社会進出が増々求められています。日本のジェンダーギャップ指数が下がっているのは、女性の社会進出を加速させる政策の不十分さも大きな理由の1つと考えます。“男女が平等な就労機会を”、と言っても認可保育園や特養ホームがこれ程、不足しては女性の社会進出が困難です。就労の機会を奪っているとも言えます。“家庭内での男女の助け合い、協力”はもちろん大切ですが、このことだけでは問題は解決しません。女性が働きたい時、いつでも安心して働き出せるよう認可保育園や特養ホーム増設でも環境整備を急ぐべきと考えます。この点をぜひ盛り込んでください。	4	男女共同参画社会の実現のためには、子育て、教育、雇用、福祉、家庭生活、地域生活など様々な分野から多角的に取り組む必要があるため、「市川市男女共同参画基本計画」（平成20年度～平成37年度）では8つの主要課題、24の個別課題、78の施策を掲載しています。これに基づき、本実施計画（案）では、進捗管理していく事業と関連計画等に進捗管理を委ねる事業に分けています。 ご指摘部分につきましては関連事業として位置づけるなど、所管部署と連携し、効果的に計画を推進してまいります。	③盛り込み済
	eモニタアンケートの結果は全体を示すものとは思えません。偏りのあることを十分考慮して取扱うと共に、この様な条例案の冒頭に表すには、もっと多くの声を集めたものがふさわしいのではないのでしょうか。	5	e-モニター制度は、市川市が運営する登録制のアンケートであり、統計学上の無作為抽出法による調査や市民全体に対する全数調査ではありませんが、多額の経費を必要とする調査とは違い、経費をかけずに毎年行うことができ、登録者も多いことから、なるべく多くの市民の意見を把握し施策の参考とするために取り入れております。	③盛り込み済

(人数)	意 見	(件数)	市の考え方	対応
3	P.5 1「前年を大きく下回った」ことの分析がない。それによって具体的な計画をもたないと上回るようにならないと思われる。「研修等の取組」とあるが、その「等」が大切と思う。これも具体的に示してほしい。	6	個別課題3「男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮」において、市職員への男女共同参画に関する情報の発信を行い、職員一人ひとりの意識の醸成に取り組んでまいります。	③盛り込み済
	P.10 3章1の「スマートで・・・」とあるが、「スマート」とはどういうことかがわからない（P.15も同じ）	7	分かりやすい表現に修正します。	①案の修正
	P.15 3「市女性職員の管理職登用を積極的に」となっているが、この目標数値をぜひ達成してほしい。その達成させる具体的な対策が知りたい。	8	個別課題1「政策方針決定過程への女性の参画」において、市職員への男女共同参画に関する研修を実施し、また、個別課題3「男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮」において、市職員への男女共同参画に関する情報の発信を行い、職員一人ひとりの意識の醸成に取り組んでまいります。	③盛り込み済
	P.16 「女性に機会を提供」とあるが、具体的に示してほしい。	9	職員の育成や指導などの機会を捉え、女性職員の校長や教頭等への登用を積極的に推進してまいります。	③盛り込み済
	P.26 12「人権教室」39校全校で実施できない理由は何か。学校差（受けた子と受けない子が出る）がでないよう全校で実施してほしい。	10	人権擁護委員や各小学校等と連携をはかり、着実に実施できるよう努めてまいります。	③盛り込み済
	13 16中学校中2校というのは少なすぎる。全校で実施すべきである。「男女の地位の平等感」（P.7）に大いにつながってくるものであるのだから。	11	人権擁護委員や各中学校等と連携をはかり、より多くの学校で実施できるよう努めてまいります。	②今後の参考
	P.36 37の保育施設について、たくさんの待機児がいる。ひとりでも多くの人が働けるようもっと急いで整備してほしい。	12	男女共同参画社会の実現のためには、子育て、教育、雇用、福祉、家庭生活、地域生活など様々な分野から多角的に取り組む必要があるため、「市川市男女共同参画基本計画」（平成20年度～平成37年度）では8つの主要課題、24の個別課題、78の施策を掲載しています。これに基づき、本実施計画（案）では、進捗管理していく事業と関連計画等に進捗管理を委ねる事業に分けています。 ご指摘部分につきましては関連事業として位置づけ、所管部署と連携し、効果的に計画を推進してまいります。	③盛り込み済

市川市男女共同参画基本計画第5次実施計画案の修正一覧

ページ			修正前	修正後
修正前	修正後			
2	4	体系図中の個別課題3の関連事業	青少年有害図書の自粛要請	「青少年有害図書の地域での見回り」に修正し、個別課題19へ位置づけ
10	10	下から8行目	～、 <u>スマート</u> で高品質な市民サービス…	～、 <u>多様な発想を取り入れバランスの取れた効果的</u> で高品質な市民サービス…
15	15	事業No.3の事業概要の2行目	～市役所内を活性化させ、 <u>スマート</u> で…	～市役所内を活性化させ、 <u>多様な発想を取り入れバランスの取れた効果的</u> で…
23	53	関連事業の事業名	青少年有害図書の <u>自粛要請</u>	青少年有害図書の <u>地域での見回り</u>
23	53	関連事業の事業概要	性の商品化、暴力表現等を有する図書の <u>取扱自粛要請及び立ち入り調査を実施します。</u>	性の商品化、暴力表現等を有する図書の <u>地域での見回りの取り組みを行います。</u>

(案)

資料 3

平成 26 年 月 日

市川市長 大久保 博 様

市川市男女共同参画推進審議会

会 長 小保方 稔子

市川市男女共同参画基本計画第 5 次実施計画の策定について（答申）

平成 25 年 7 月 17 日付け市川第 20130708-0174 号で市川市男女共同参画推進審議会へ諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり取りまとめたので、市川市男女共同参画社会基本条例第 13 条第 2 項に基づき答申いたします。

市川市男女共同参画推進審議会

会 長 小保方 稔子

副会長 田口 久美子

委 員 秋吉 マツ

委 員 阿部 理佐

委 員 井上 卓也

委 員 岩澤 秀明

委 員 大迫 淳子

委 員 小川 隆啓

委 員 竹中 寿晴

委 員 戸坂 幸二

委 員 中村 敏弥

委 員 長谷川 直美

委 員 藤井 丈

委 員 松永 信子

委 員 宮腰 直子



市川市男女共同参画基本計画

第5次実施計画

(平成26年度～平成28年度)

平成26年3月

市 川 市

目 次

第1章 第5次実施計画の策定にあたって

1 実施計画の位置づけ	1
2 実施計画の期間	1
3 基本計画の体系	1
基本計画の体系図と実施計画事業	2

第2章 第4次実施計画の成果と課題

1 主要課題ごとの達成状況	5
2 意識調査からみた課題	7

第3章 第5次実施計画の考え方

1 重点事業選定の考え方	10
--------------------	----

第4章 実施計画事業

1 実施計画事業の選定にあたって	11
2 進行管理事業	11
3 関連事業	11
4 進行管理について	12
5 評価について	12

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進	13
-------------------------------	----

個別課題1 政策・方針決定過程への女性の参画	14
------------------------------	----

個別課題2 市民活動における男女共同参画に向けた支援	17
----------------------------------	----

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進	20
--------------------------------	----

個別課題3 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮	21
--	----

個別課題4 就学前教育における男女平等教育の推進	24
--------------------------------	----

個別課題5 学校教育における男女平等教育の推進	25
-------------------------------	----

個別課題6	家庭における男女平等教育の推進	27
個別課題7	地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進	29
主要課題3	ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現	31
個別課題8	就業機会の男女平等に向けた支援	32
個別課題9	男女共同参画に向けた雇用環境の整備促進	34
個別課題10	男女が共に働き続けるための社会環境の整備	36
主要課題4	男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実	37
個別課題11	生活の場での自立の推進	38
個別課題12	男女で担う子育ての環境づくり	40
個別課題13	障害者家庭とひとり親家庭等の自立支援	42
個別課題14	高齢者への福祉の充実・自立支援	44
個別課題15	自立を支援する総合相談事業の推進	46
主要課題5	生涯を通じた健康支援	48
個別課題16	生涯を通じた健康の管理・保持増進	49
個別課題17	生涯を通じた心身の健康づくり支援	50
個別課題18	心身の健康づくり体制の充実	51
主要課題6	人権を侵害する暴力の根絶	52
個別課題19	暴力を許さない社会の基盤づくり	53
個別課題20	被害者への相談・支援および加害者への教育・研修、更生支援	54
主要課題7	男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進	56
個別課題21	国際的な協調と相互協力の推進	57
個別課題22	在住外国人と共に目指す男女共同参画社会	58
主要課題8	男女共同参画を推進する体制の整備	60
個別課題23	推進体制の充実	61
個別課題24	計画の進行管理の充実	63

参考資料

男女共同参画社会基本法 65

市川市男女共同参画社会基本条例 71

第1章 第5次実施計画の策定にあたって

1 実施計画の位置づけ

市川市では、「市川市男女共同参画社会基本条例」（以下「基本条例」という）に基づく基本計画として、平成20（2008）年8月に「市川市男女共同参画基本計画」（以下「基本計画」という）を策定し、基本条例に明記されている基本理念と基本計画の主要課題を明らかにしました。

第5次実施計画は、第3次・第4次実施計画に続き、基本計画の実現に向けた施策を、計画的に実施するために策定するものです。

2 実施計画の期間

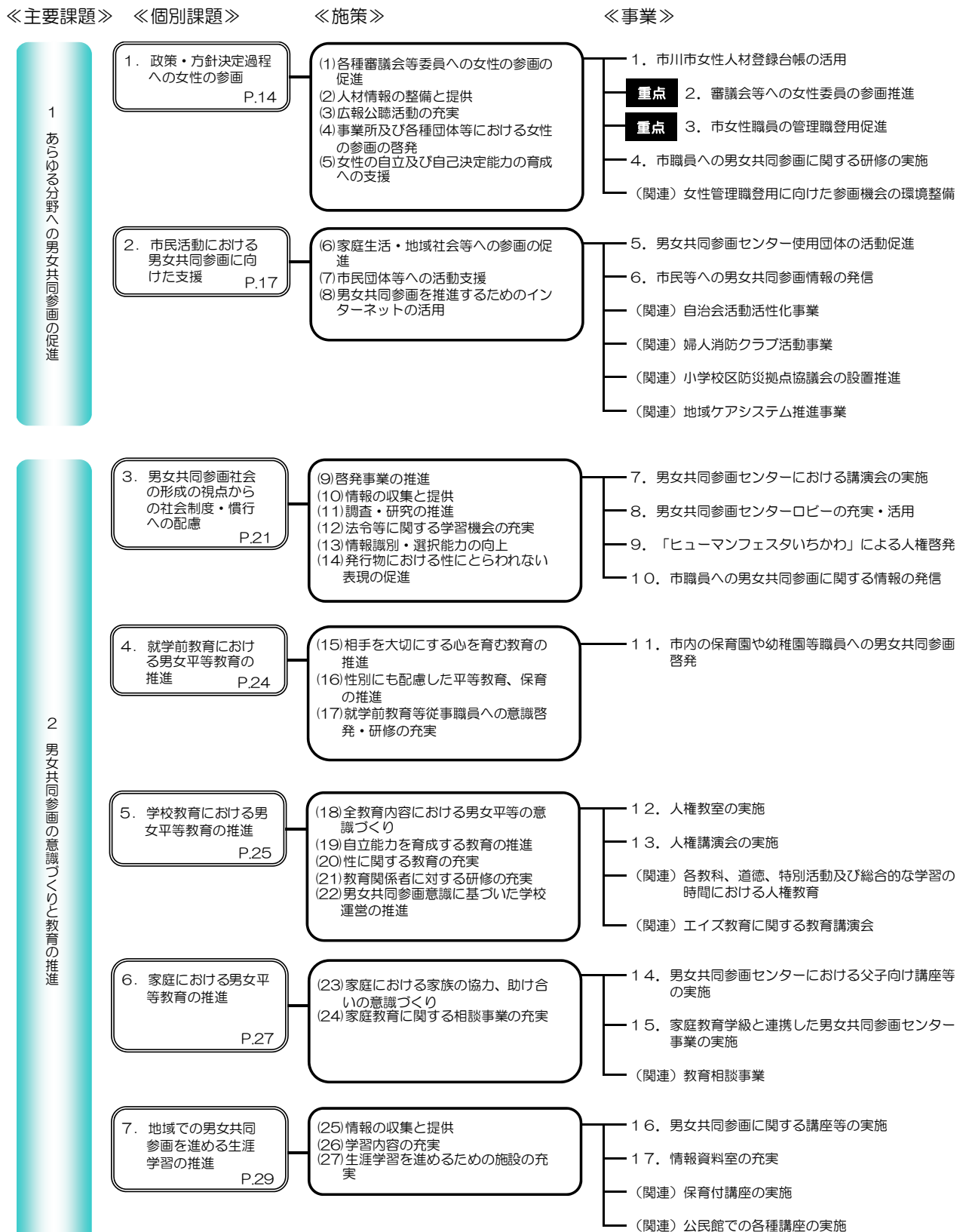
本計画の期間は、平成26（2014）年度から平成28（2016）年度までの3年間とします。

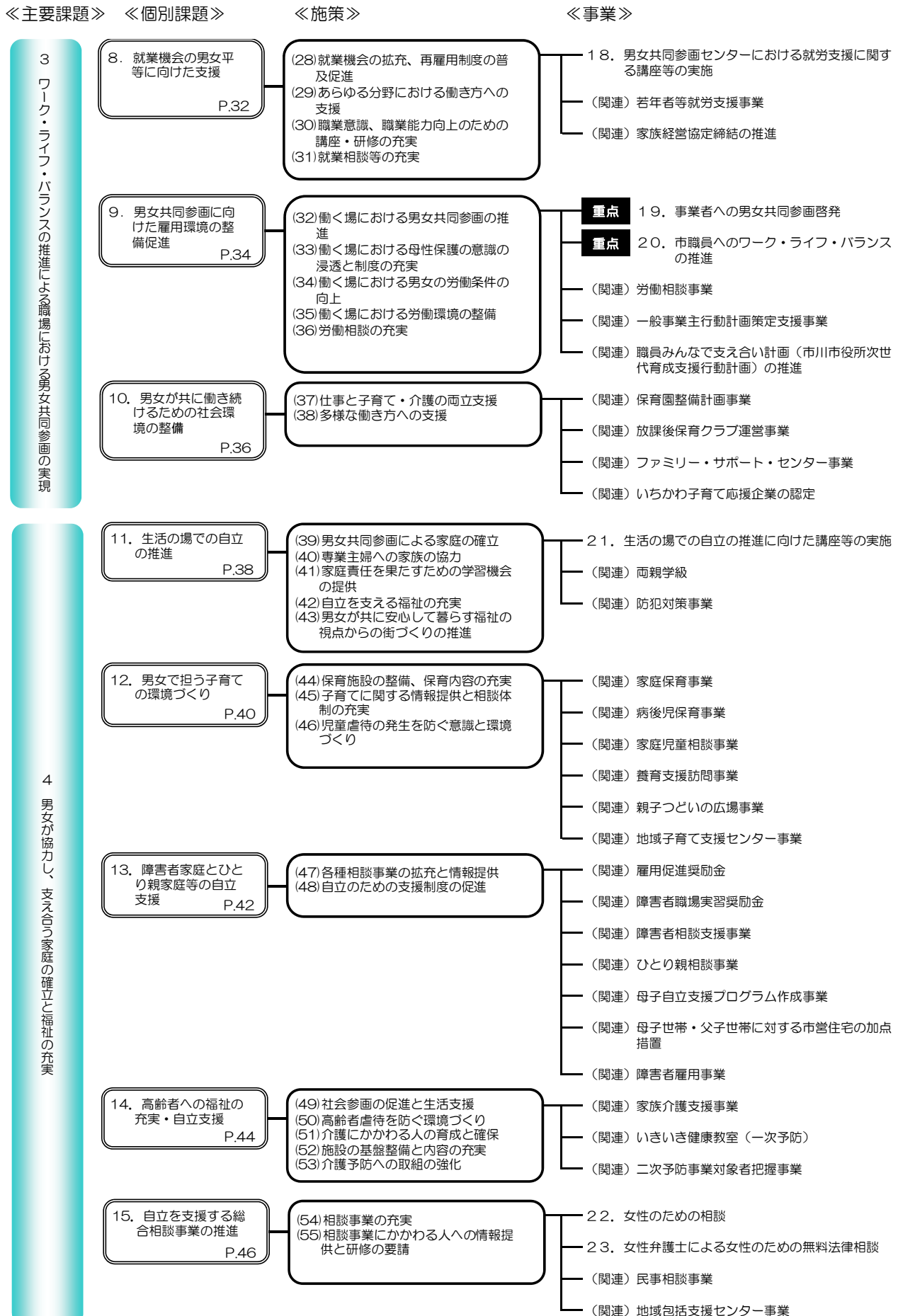
平成20～22年度 (2008～2010)			23～25 (2011～2013)			26～28 (2014～2016)			29 (2017)	⇒	37 (2025)
市 川 市 男 女 共 同 参 画 基 本 計 画											
第3次実施計画			第4次実施計画			第5次実施計画					

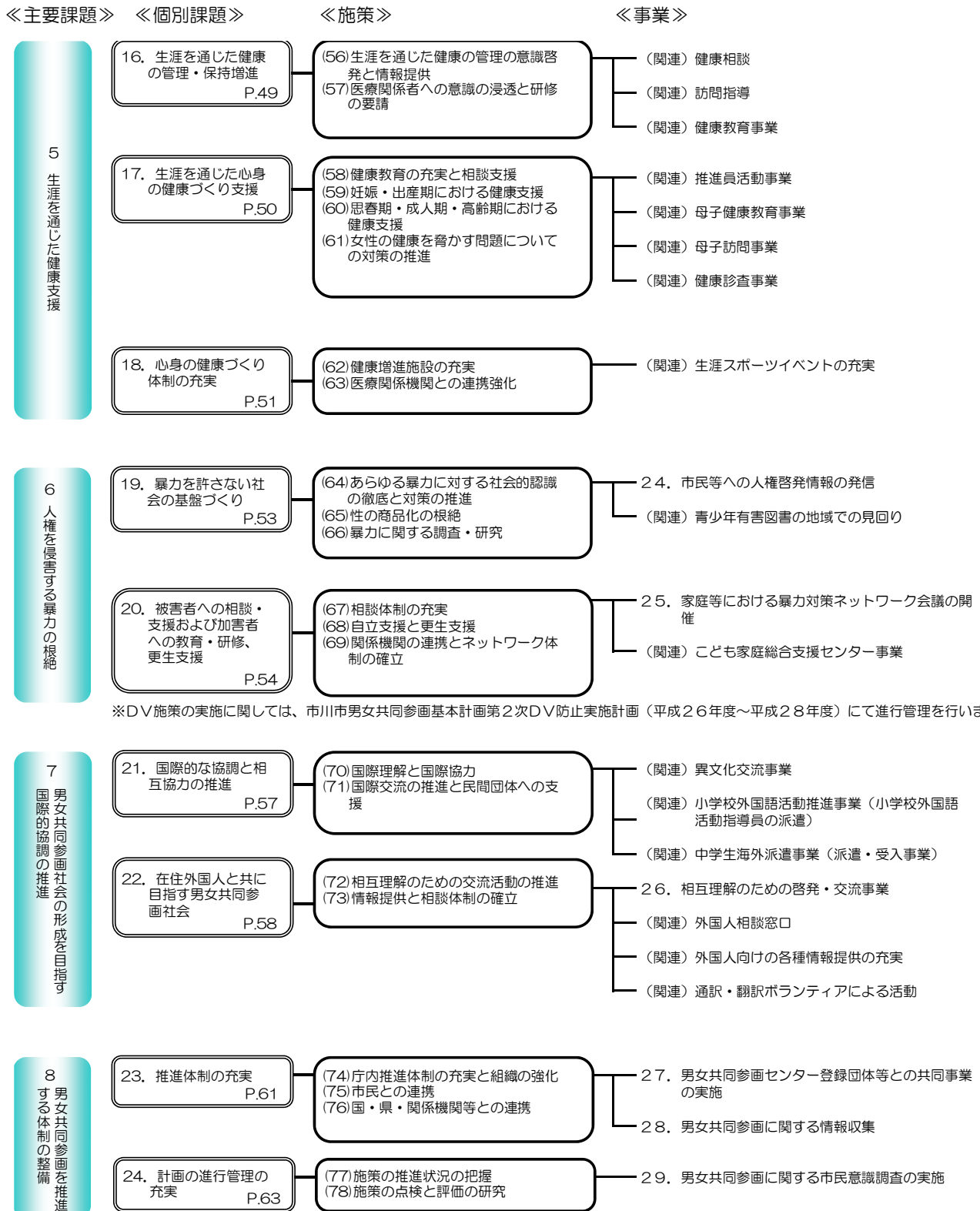
3 基本計画の体系

基本計画は、8の主要課題、24の個別課題、78の施策に体系化されています。

基本計画の体系図と実施計画事業







第2章 第4次実施計画の成果と課題

1 主要課題ごとの達成状況

平成23年度～平成25年度を計画期間とした「第4次実施計画」について、評価・検証等が終了している平成23年度、平成24年度の2年間についての主要課題ごとの進捗状況は以下のとおりです。

主要課題	事業数	23年度達成度		24年度達成度		重点すべき取組
		順位	%	順位	%	
1	18	4	86.0	6	87.0	◎
2	33	2	88.8	3	88.1	
3	29	5	78.8	7	85.0	◎
4	50	6	76.2	5	87.1	
5	24	3	87.7	2	89.2	
6	16	1	100.0	1	100.0	◎
7	10	7	73.3	8	76.7	
8	15	8	64.0	4	88.0	
合計	195	平均	81.7	平均	87.3	

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の推進

- 成果** 審議会等附属機関への女性委員の登用推進を図るため、新たに「市川市女性人材登録台帳設置要領」を整備した。女性委員の割合も年々増加している。
- 課題** 市女性職員の管理職昇任選考試験の受験率は、平成23年度は前年よりも増加したものの、平成24年度は前年を大きく下回ったことから、職員自らが意欲と自信を持って働き続けるための意識を高める研修等の取組を行っていくことが必要である。

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進

- 成果** 就学前教育、学校教育における男女平等教育の推進では、計画的に事業を行うことができた。また、課題解決に向け進んでいると思う主要課題をe-モニターアンケートにおいて尋ねたところ、主要課題2の割合が一番多い結果となった。
- 課題** e-モニターアンケートにおいて、社会全体として「男女の地位は平等である」と考える人の割合が低いことから、まずは地域において男女共同参画を着実に推進するため、男女共同参画センター登録団体等と計画的に共催事業を行うなど、関係団体と連携を強化し、男女共同参画センターを有効活用していく必要がある。

主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現

- 成果** ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現の取組として、関係部署と共催での、ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催並びにワーク・ライフ・バランスセミナーの資料を事業所に配付するなど啓発に努めた。
- 課題** ワーク・ライフ・バランスの言葉の認知度がまだ低いことから、市職員はもとより、事業所を中心に広く市民に周知していくことが必要である。

主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実

- 成果** 子育て家庭、障害者家庭やひとり親家庭、高齢者への自立支援など、様々な環境に合った事業を展開した。
- 課題** e-モニターアンケートでは、特に力を入れてほしいと思うこととして主要課題4を挙げた割合が2番目に高かったことから、主要課題解決のためのより実践的な事業を関係部署や関係団体等と連携し、行っていくことが必要である。

主要課題5 生涯を通じた健康支援

- 成果** 生涯を通じた健康支援に関する事業を様々展開しており、仲間づくりや健康づくりを推進する「いきいき健康教室」の会場数が増加傾向であることや、健康増進センターの新規有料団体が増えていることから、定期的に健康づくりを行う意識の醸成が図られている。
- 課題** 主要課題全体では、目標数値に対する達成度は高くなっているものの、達成度の低い事業があることから、健康分野の計画にて主体的に進行管理を行い、着実に推進していく必要がある。

主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶

- 成果** この分野のほとんどの事業が平成23年8月策定の「市川市DV防止基本計画（第1次実施計画）」に移行し、より効果のある施策を展開している。
- 課題** 「市川市DV防止基本計画（第1次実施計画）」で進行管理をしている。

主要課題7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進

- 成果** 異文化交流事業では、計画年中、目標を大きく上回る参加者があり、多くの人に交流の機会を提供することができた。
- 課題** e-モニターアンケートでは、本主要課題が、課題解決に向け進んでいると思う主要課題であると回答した割合が一番低くなっていることから、まずは、地域の在住外国人とともに男女共同参画推進に向けた事業展開が必要である。

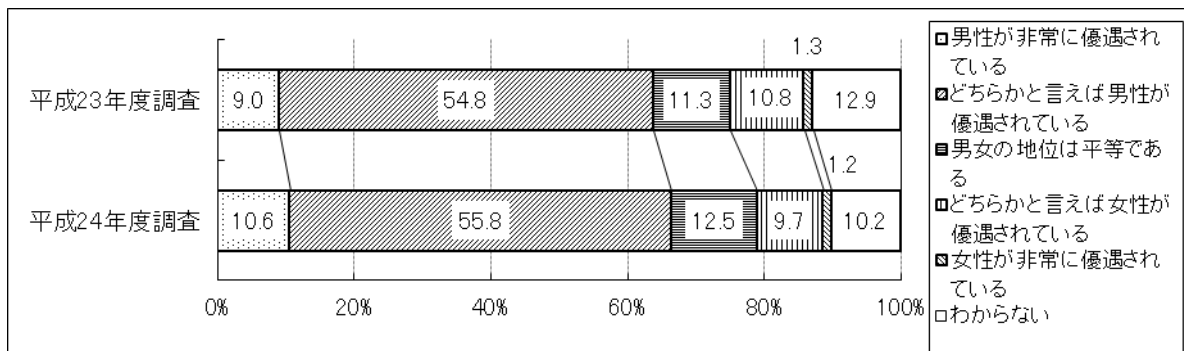
主要課題8 男女共同参画を推進する体制の整備

成果 男女共同参画センター登録団体等との意見交換会を行い、計画的に共催事業等を行う準備を進めることができた。

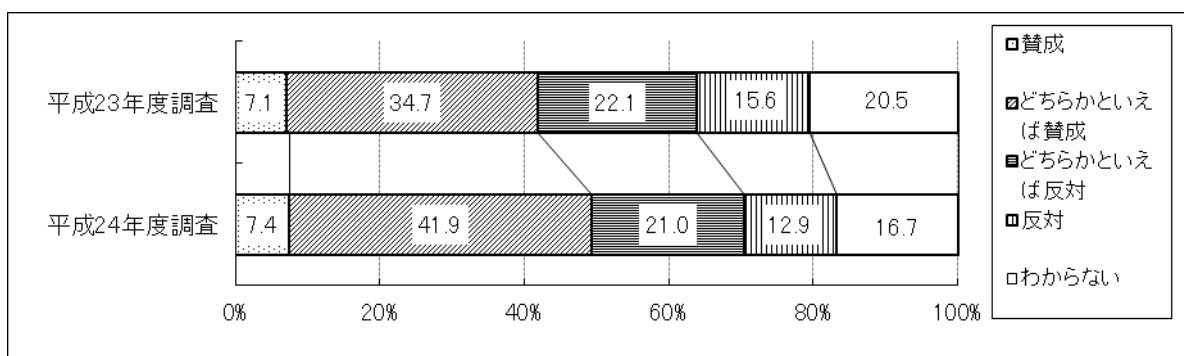
課題 関係部署や関係機関等との連携を強化し、効果的に男女共同参画を推進する必要がある。

2 意識調査からみた課題

平成23年度、平成24年度に実施した e-モニター制度※1による男女共同参画に関する意識調査結果では、男女の地位の平等感について、男性が優遇されていると感じている割合は依然として高く、「男性が非常に優遇されている」「どちらかと言えば男性が優遇されている」とする回答の合計が6割を超えています。



また、「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」と考えている割合についても、賛成の割合（「賛成」＋「どちらかといえば賛成」）が増加傾向にあり、反対の割合（「反対」＋「どちらかといえば反対」）を上回る結果がでています。



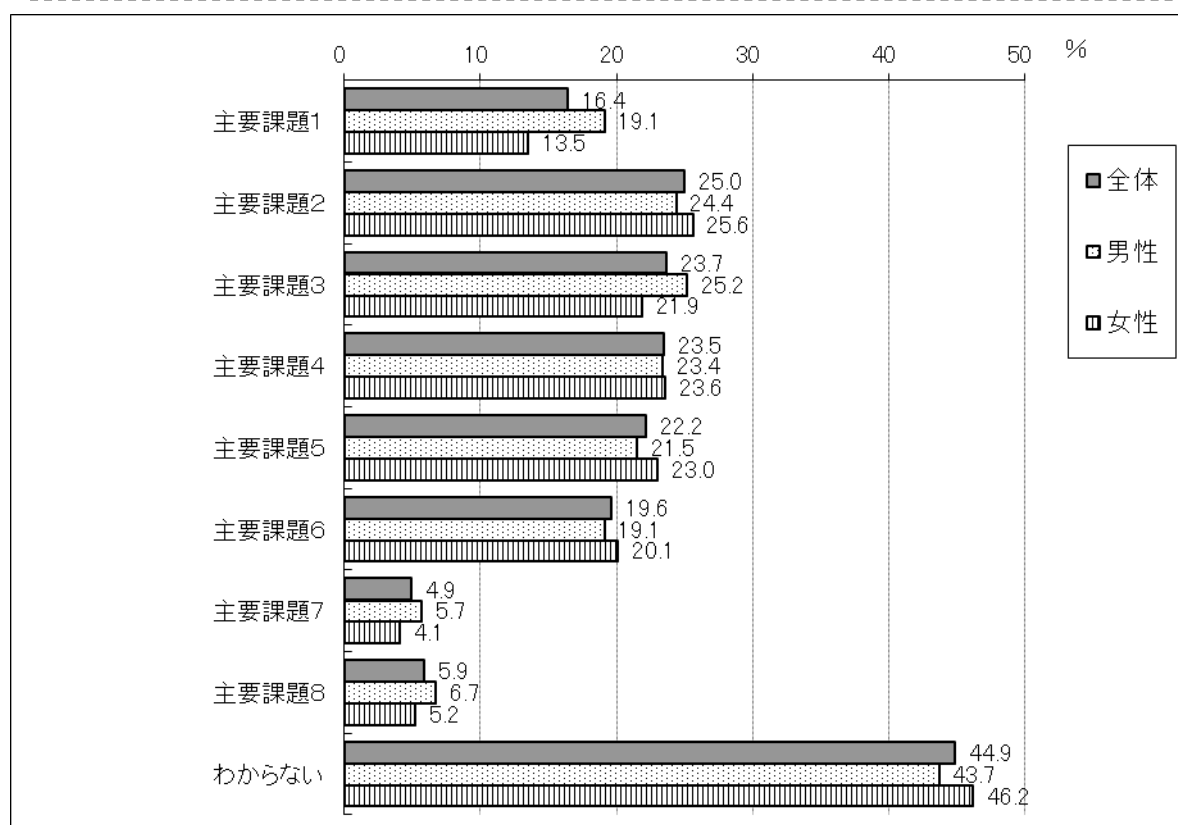
全国では、平成24年10月に内閣府が行った「男女共同参画社会に関する世論調査」によると、「社会全体における男女の地位の平等感」では、「男性の方が優遇されている」（「男性の方が非常に優遇されている」＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合は低下傾向にはあるものの、「男性の方が非常に優遇されている」だけで見ると、平成21年10月に行った前回調査では9.7%、平成24年調査では10.8%であり、微増しています。

また、同世論調査によると、「夫は外で働き、妻は家を守るべきである」という考え方について、平成24年調査の賛成の割合（「賛成」＋「どちらかといえば賛成」）は51.6%であり、平成21年調査の賛成の割合41.3%より10.3ポイント増えています。

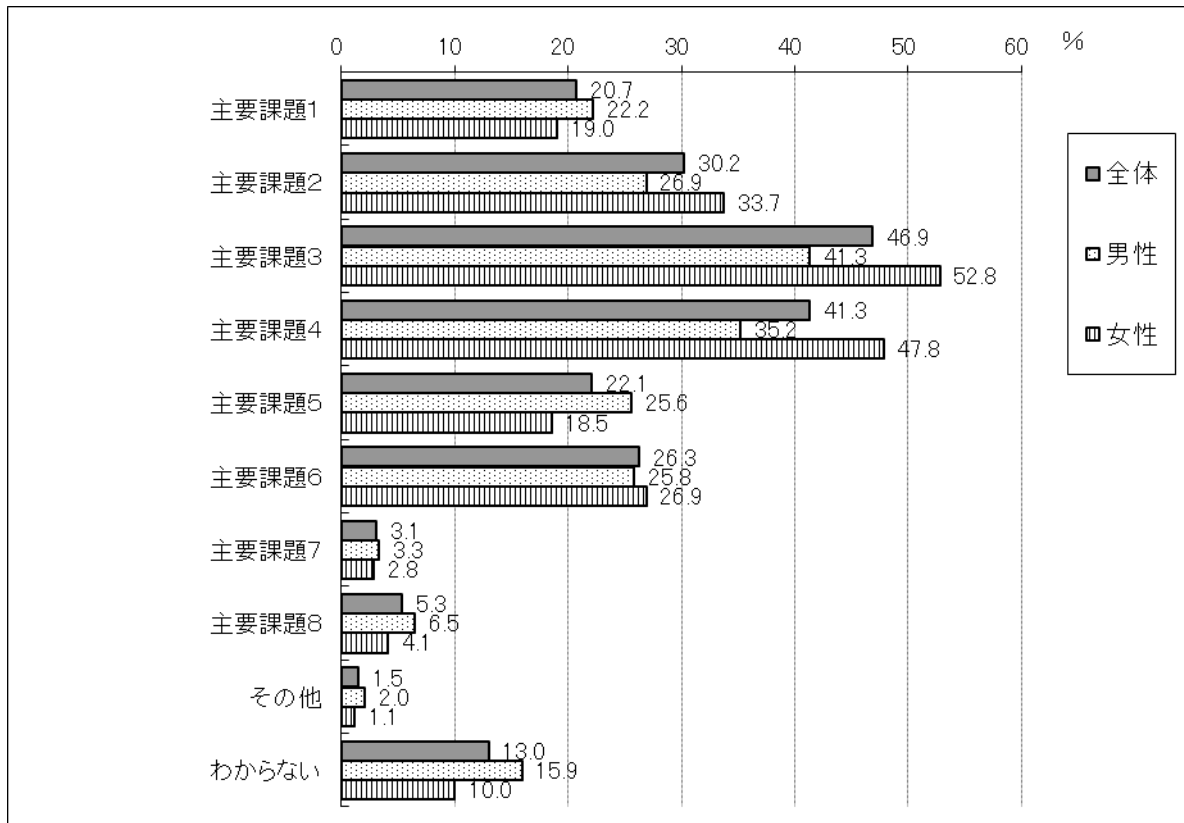
このことから、固定的性別役割分担意識については、全国的に、調査時点での社会情勢の影響を受けていると考えられます。

8の主要課題の中で、課題解決に向け進んでいると思う主要課題は下記の順となっています。

- ◎主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進
- ◎主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進
- ◎主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現
- ◎主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実
- ◎主要課題5 生涯を通じた健康支援
- ◎主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶
- ◎主要課題7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進
- ◎主要課題8 男女共同参画を推進する体制の整備



今後、男女共同参画推進の施策の中で、特に力を入れてほしい施策は下記の順となっています。



※1 e-モニター制度

市川市が運営する登録制のアンケート制度です。モニターとして登録している方に、パソコンや携帯電話への電子メールを利用し、アンケート調査などを行い、市政の参考とするものです。市民の声を集め、各実施機関の施策に反映及び企画向上に活用します。

《市川市e-モニター制度による男女共同参画に関するアンケートの回答者属性》

●平成23年度

調査方法	インターネット及び電子メール
調査期間	平成24年1月30日～平成24年2月13日
調査実施機関	市川市総務部男女共同参画課
有効回答数	1,473人
回答者属性	女性811人、男性662人 10代2人(0.1%)、20代52人(3.5%)、30代350人(23.8%)、 40代496人(33.7%)、50代257人(17.4%)、60代311人(21.1%)、 70代5人(0.3%)

●平成24年度

調査方法	インターネット及び電子メール
調査期間	平成25年3月6日～平成25年3月20日
調査実施機関	市川市総務部男女共同参画課
有効回答数	1,564人
回答者属性	女性757人、男性806人、不明1人 10代3人(0.2%)、20代43人(2.7%)、30代287人(18.4%)、 40代466人(29.8%)、50代262人(16.8%)、60代306人(19.6%)、 70代180人(11.5%)、80代16人(1.0%)、不明1人(0.1%)

※調査の数値は、四捨五入の関係で、合計が100%にならないことがあります。

第3章 第5次実施計画の考え方

第5次実施計画は以下のような考え方に立って策定しています。

- ① 実効性のある実施計画とするため、できる限り適切な数値目標や期間を明確に設定するとともに、その達成状況について進行管理を行います。
- ② 本計画と関連する行政計画の施策と相互の連携を強めることにより、効果的に計画を推進していきます。
- ③ 市民の視点での評価として、主要課題ごとに成果指標（アウトカム指標）を設定しました。

1 重点事業選定の考え方

市民から見た男女共同参画に対する意識・ニーズの動向から、職場における男女共同参画の実現が特に望まれています。事業者への模範となるよう、まずは、市役所が率先して市職員へ男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進を行い、性別に関わらず、全ての職員が意欲と能力を十分に発揮できる働きやすい職場づくりに取り組みます。

国は、第3次の男女共同参画基本計画を策定するにあたり、喫緊の課題として、「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」という目標の達成には、取組を相当強化し、加速することが必要であることなどをあげています。

また、千葉県では、第3次の千葉県男女共同参画計画（事業計画は平成23年度～平成27年度）を策定するにあたり、重点的取組として、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進、および、政策・方針決定過程への男女共同参画の促進などをあげています。

そして、本市では、平成25年2月の施政方針で、女性管理職の積極的登用が目指されています。

これらを踏まえ、政策・方針決定過程に男女がともに参画することにより市役所内を活性化させ、多様な発想を取り入れバランスの取れた効果的で高品質な市民サービスを提供できるよう、市役所での女性の人材育成と管理職への登用を重点的に進めます。

※ワーク・ライフ・バランスについて

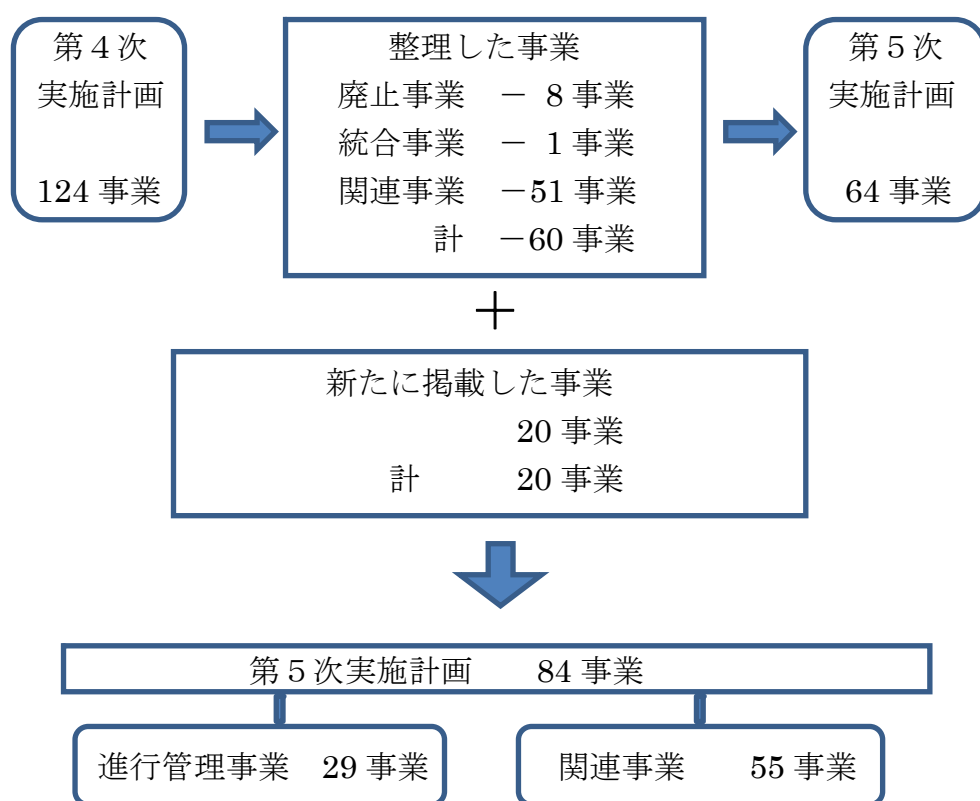
ワーク・ライフ・バランスは、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをさします。年齢や性別にかかわらず、誰もが、仕事、家庭生活、子育て、介護、地域生活、自己啓発など、様々な活動を自らの希望するバランスで展開できるよう、多様で柔軟な働き方や生き方を選択できる社会を目指します。

第4章 実施計画事業

1 実施計画事業の選定にあたって

本計画の事業の選定にあたっては、「第4次実施計画」の成果と課題を踏まえ、事業を整理するとともに、強化していくべき主要課題には対応する新規事業を加えて計画事業に位置づけました。

また、計画の実効性を高めるため、本計画で進行管理していく事業と関連計画等に進行管理を委ねる事業に分けています。



2 進行管理事業

本計画において進行管理をしていく事業です。この事業は、原則として目標及び目標値を設定して、実施状況を把握、管理し、その進捗を評価、検証します。一部、目標を設定することが事業の目的に適さない場合については、目標を設定していません。

3 関連事業

本計画と関連する行政計画（関連計画）に位置づけられている事業のうち、本計画の主要課題、個別課題に合致する事業です。この事業のうち、進捗管理が可能なものは、関連計画において主体的に進捗管理していきます。

4 進行管理について

本計画に位置づけられている進行管理事業については、毎年度、評価、検証を行い、その結果を市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表します。また、必要に応じて、本計画のローリングを行います。

5 評価について

本計画の評価は目標数値と実績からの評価とし、事業報告書を作成します。事業報告書では、3年間の目標値、実績、取組状況、今後の課題等を記載します。

進行管理事業の評価については、4段階評価を行います。

☐ 十分達成できた	☐ 概ね達成できた	☐ やや不十分だった	☐ 不十分だった
----------------------------------	----------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------

主要課題

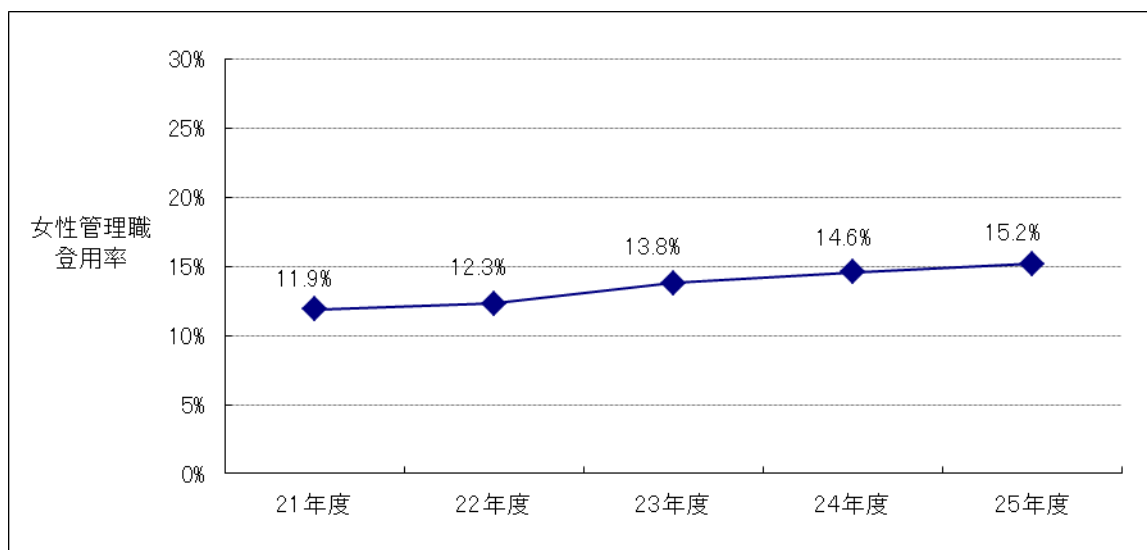
1

あらゆる分野への男女共同参画の促進

成果指標	平成 24 年度 現状値	目標値		
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
各種審議会等の 女性委員割合	28.2% (平成25年 4月1日現在)	32%	34%	36%
市職員の女性管 理職割合	15.2% (平成25年 4月1日現在)	16%	18%	20%

【市川市職員の女性管理職登用状況】

女性職員の管理職登用率は年々増加していますが、まだ低い状況にあります。



個別課題

1

政策・方針決定過程への女性の参画

男女共同参画社会の実現には、政策・方針決定の過程に男女がともに参画することが極めて重要です。しかし、男女の差を測るジェンダー・ギャップ指数は平成 24 年では 135 カ国中 101 位で、世界と比較するとまだ低い状況にあるのが現状です。特に、政治や経済の分野において指導的地位にいる女性が少ないことが要因となっています。

国では、積極的改善措置（ポジティブアクション）を推進して、社会のあらゆる分野において、2020 年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも 30%とする目標を設定しました。本市においても積極的に取り組んでいきます。

■ 基本計画における施策

- （１）各種審議会等委員への女性の参画の促進
- （２）人材情報の整備と提供
- （３）広報広聴活動の充実
- （４）事業所及び各種団体等における女性の参画の啓発
- （５）女性の自立及び自己決定能力の育成への支援

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

事業名	1. 市川市女性人材登録台帳の活用			
事業概要	市役所内のあらゆる分野に男女双方の意見を反映させることを目的とし、市民等へ市川市女性人材登録台帳を周知し、意欲や知識、能力のある女性に市川市女性人材登録台帳への登録を呼びかけ、審議会等への女性登用促進のため、また、講座や講演会等の講師としての登用など、活用を図ります。			
所管課	男女共同参画課			
目標	女性人材登録台帳への登録者数			
目標数値	現 状（平成 24 年度）	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	50人	60人	70人	80人

事業名	2. 審議会等への女性委員の参画推進 重点			
事業概要	審議会等において男女がともに参画できるよう、「市川市審議会等委員への女性登用促進要綱」に基づき、女性委員割合が少ない審議会等の担当部署に対し、女性委員を積極的に登用するよう担当部署に対し要請を行います。			
所管課	男女共同参画課			
目標	審議会等の女性委員割合			
目標数値	現 状 （平成 25 年 4 月）	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	28.2%	32%	34%	36%

事業名	3. 市女性職員の管理職登用促進 重点 新規			
事業概要	市女性職員の管理職が男性職員に比べ少ない現状を踏まえ、政策・方針決定過程に男女がともに参画することにより市役所内を活性化させ、多様な発想を取り入れバランスの取れた効果的で高品質な行政サービスを提供できるよう、市女性職員の管理職登用を積極的に進めます。			
所管課	男女共同参画課			
目標	市女性職員の管理職割合			
目標数値	現 状 （平成 25 年 4 月）	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	15.2%	16%	18%	20%

事業名	4. 市職員への男女共同参画に関する研修の実施 新規			
事業概要	市職員が男女共同参画の意識を持ち、個性と能力を活かして市役所内を活性化させることにより、質の高い行政サービスを提供できるよう、市職員を対象とした男女共同参画に関する研修を実施します。			
所管課	男女共同参画課			
目標	市職員への男女共同参画に関する研修の実施回数			
目標数値	現 状 (平成 25 年度)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	3回	3回	3回	3回

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                        | 事業概要                              | 関連計画 |
|-------------------------------------|-----------------------------------|------|
| 女性管理職登用に向けた<br>参画機会の環境整備<br>【義務教育課】 | 学校運営の各分野において、意欲と能力のある女性に機会を提供します。 |      |

## 個別課題

## 2

## 市民活動における男女共同参画に向けた支援

男女の積極的な社会参画により、市民の多様な能力が発揮される地域社会をつくっていく必要があります。そのため、市民活動に男女共同参画の視点を取り入れ、誰もが出番と居場所のある地域活動が行えるよう、支援していきます。

## ■ 基本計画における施策

(6) 家庭生活・地域社会等への参画の促進

(7) 市民団体等への活動支援

(8) 男女共同参画を推進するためのインターネットの活用

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

|      |                                                                                                                         |          |          |          |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事業名  | 5. 男女共同参画センター使用団体の活動促進                                                                                                  |          |          |          |
| 事業概要 | 男女共同参画センターは男女共同参画社会を推進するための拠点施設であることを利用団体へ周知し、継続して利用してもらうことにより、地域での男女共同参画を推進します。また、施設の有効活用のため、新規使用団体を増やすための広報を積極的に行います。 |          |          |          |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                                                                                 |          |          |          |
| 目標   | 男女共同参画センター利用率                                                                                                           |          |          |          |
| 目標数値 | 現 状（平成 24 年度）                                                                                                           | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|      | 50.8%                                                                                                                   | 51%      | 52%      | 53%      |

|      |                                                                       |          |          |          |
|------|-----------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事業名  | 6. 市民等への男女共同参画情報の発信                                                   |          |          |          |
| 事業概要 | 市民等が男女共同参画を理解し、地域で男女共同参画を推進できるよう、広報紙や市公式Webサイト等により男女共同参画に関する情報を提供します。 |          |          |          |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                               |          |          |          |
| 目標   | —                                                                     |          |          |          |
| 目標数値 | 現 状（平成 24 年度）                                                         | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|      | —                                                                     | —        | —        | —        |

- 19 -

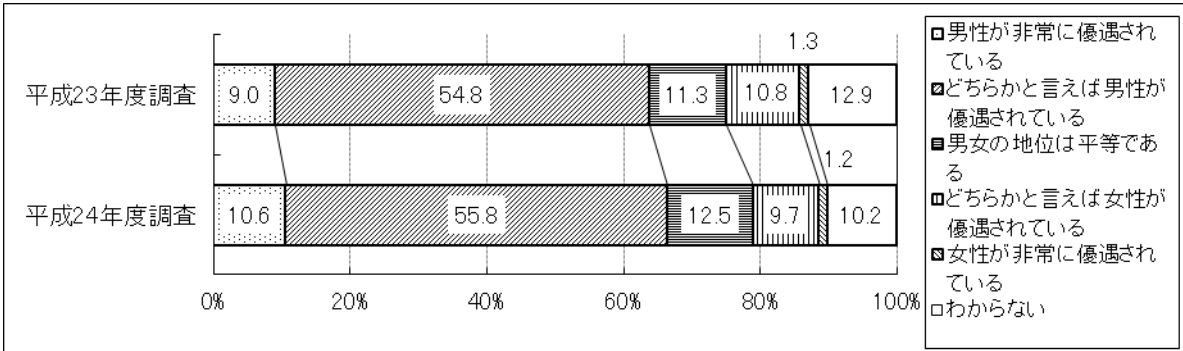
主要課題  
2

男女共同参画の意識づくりと教育の推進

| 成果指標                           | 平成 24 年度<br>現状値        | 目標値      |          |          |
|--------------------------------|------------------------|----------|----------|----------|
|                                |                        | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| 社会全体において、「男女の地位は平等である」と考える人の割合 | 12.5%<br>(e-モニターアンケート) | 14%      | 17%      | 20%      |

【男女の地位の平等感】

「社会全体において、男女の地位は平等である」と回答した割合は増加していますが、半数以上は、「どちらかと言えば男性が優遇されている」と回答しています。



e-モニター制度による「男女共同参画に関するアンケート」結果

## 個別課題

## 3

## 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮

社会制度や慣行が社会における男女の活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとなるよう、広報、啓発に努めます。

## ■ 基本計画における施策

(9) 啓発事業の推進

(10) 情報の収集と提供

(11) 調査・研究の推進

(12) 法令等に関する学習機会の充実

(13) 情報識別・選択能力の向上

(14) 発行物における性にとらわれない表現の促進

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

|      |                                                                                       |          |          |          |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事業名  | 7. 男女共同参画センターにおける講演会の実施                                                               |          |          |          |
| 事業概要 | 市民等が男女共同参画を理解し地域で男女共同参画を推進できるよう、男女共同参画センターにおいて、講演会を主催したり、男女共同参画センター登録団体等との共催により実施します。 |          |          |          |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                                               |          |          |          |
| 目標   | 男女共同参画センター主催・共催講演会の参加者数                                                               |          |          |          |
| 目標数値 | 現 状（平成 24 年度）                                                                         | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|      | 266人                                                                                  | 350人     | 350人     | 350人     |

|      |                                                                                                |          |          |          |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事業名  | 8. 男女共同参画センターロビーの充実・活用                                                                         |          |          |          |
| 事業概要 | 男女共同参画センターのロビーを利用団体相互の情報交換の場として利用できるよう、整理し充実させます。また、男女共同参画に関する講座開催や国・県・関係機関等の資料を配置して情報提供を行います。 |          |          |          |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                                                        |          |          |          |
| 目標   | —                                                                                              |          |          |          |
| 目標数値 | 現 状（平成 24 年度）                                                                                  | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|      | —                                                                                              | —        | —        | —        |

|      |                           |          |          |          |
|------|---------------------------|----------|----------|----------|
| 事業名  | 9. 「ヒューマンフェスタいちかわ」による人権啓発 |          |          |          |
| 事業概要 | 人権に関する情報の広報・啓発を行います。      |          |          |          |
| 所管課  | 男女共同参画課                   |          |          |          |
| 目標   | 「ヒューマンフェスタいちかわ」への来場者数     |          |          |          |
| 目標数値 | 現 状（平成 24 年度）             | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|      | 350人                      | 360人     | 380人     | 400人     |

|      |                                                                                           |          |          |          |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事業名  | 10. 市職員への男女共同参画に関する情報の発信 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新規</span> |          |          |          |
| 事業概要 | 職員一人ひとりが男女共同参画を理解し、市役所内から男女共同参画を推進できるよう、市職員へ男女共同参画に関する情報を発信します。                           |          |          |          |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                                                   |          |          |          |
| 目標   | 市職員への男女共同参画情報の発信回数                                                                        |          |          |          |
| 目標数値 | 現 状 (平成 24 年度)                                                                            | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|      | —                                                                                         | 4回       | 4回       | 4回       |

個別課題

4 就学前教育における男女平等教育の推進

幼児期は、義務教育の基礎を培う大切な時期です。また、将来、健全な社会人として、円滑な人間関係を築くための規範を身につける第一段階でもあります。

子どものすこやかな成長のため一人ひとりの個性と能力を引き出していくことや、他者への差別、男女の性別による差別がなされることのない教育、保育を推進します。

- 基本計画における施策
- (15) 相手を大切にする心を育む教育の推進

(16) 性別にも配慮した平等教育、保育の推進

(17) 就学前教育等従事職員への意識啓発・研修の充実

進 行 管 理 事 業

|      |                                             |          |          |          |
|------|---------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事業名  | 11. 市内の保育園や幼稚園等職員への男女共同参画啓発 <span>新規</span> |          |          |          |
| 事業概要 | 市内の保育園や幼稚園等に勤務する職員へ、男女共同参画の推進に関する啓発を行います。   |          |          |          |
| 所管課  | 男女共同参画課                                     |          |          |          |
| 目 標  | 市内の保育園や幼稚園等職員への男女共同参画啓発活動の回数                |          |          |          |
| 目標数値 | 現 状 (平成 24 年度)                              | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|      | —                                           | 1 回      | 1 回      | 1 回      |

## 個別課題

## 5

## 学校教育における男女平等教育の推進

学校教育においては、思いやりと自立の意識を育むとともに、児童・生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女平等、家庭生活の大切さなどについての指導の充実を図っていくことが大切です。

このため、男女の特性に基づき性別にも配慮しつつ、一人ひとりの個性と能力を引き出し、児童・生徒が主体的に学び、考え、行動する教育を推進します。

**■ 基本計画における施策**

- (18) 全教育内容における男女平等の意識づくり
- (19) 自立能力を育成する教育の推進
- (20) 性に関する教育の充実
- (21) 教育関係者に対する研修の充実
- (22) 男女共同参画意識に基づいた学校運営の推進

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

|         |                                                                        |          |          |          |
|---------|------------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事業名     | 12. 人権教室の実施 <span style="float: right;">[新規]</span>                    |          |          |          |
| 事業概要    | 児童が他人の痛みが理解できる心、思いやりのある心を育めるよう、市川人権擁護委員が小学生（市立小学校39校）を対象とした人権教室を実施します。 |          |          |          |
| 所管課     | 男女共同参画課                                                                |          |          |          |
| 目 標     | 人権教室の実施校数                                                              |          |          |          |
| 目 標 数 値 | 現 状（平成 24 年度）                                                          | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|         | 30校                                                                    | 33校      | 36校      | 39校      |

|         |                                                             |          |          |          |
|---------|-------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事業名     | 13. 人権講演会の実施 <span style="float: right;">[新規]</span>        |          |          |          |
| 事業概要    | 人権の尊さについて理解してもらえよう、市川人権擁護委員が中学生（市立中学校16校）を対象とした人権講演会を実施します。 |          |          |          |
| 所管課     | 男女共同参画課                                                     |          |          |          |
| 目 標     | 人権講演会の実施校数                                                  |          |          |          |
| 目 標 数 値 | 現 状（平成 24 年度）                                               | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|         | 2校                                                          | 2校       | 2校       | 2校       |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 関 連 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| 事業名<br>【所管課】                            | 事業概要                                                                                                    | 関連計画        |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間における人権教育<br>【指導課】 | 子どもが、互いの人権を尊重し、男女が平等に参画する中で、それぞれの考えや立場の違いを認識しあえるような能力を身につけるための教育の指導形態・指導方法の工夫や改善を学校が行い、それに対して指導・支援をします。 | 市川市教育振興基本計画 |
| エイズ教育に関する教育講演会<br>【保健体育課】               | 思春期における男女の心身の健全な発達のため、エイズ等の講演会を開催します。                                                                   | 市川市教育振興基本計画 |

## 個別課題

## 6

## 家庭における男女平等教育の推進

社会生活を営む上で、最小かつ最も基礎的な集団である家庭を家族一人ひとりが協力し合って築いていくとともに、家族を構成する一人ひとりの個性も尊重した家庭生活の大切さについて啓発に努めます。

## ■ 基本計画における施策

(23) 家庭における家族の協力、助け合いの意識づくり

(24) 家庭教育に関する相談事業の充実

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

|         |                                                                                               |          |          |          |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事業名     | 14. 男女共同参画センターにおける父子向け講座等の実施 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新規</span> |          |          |          |
| 事業概要    | 家族一人ひとりが協力し支え合う意識を持って家庭生活を営むことができるよう、男女共同参画センターにおいて、父子で参加する主催事業や共催事業を実施します。                   |          |          |          |
| 所管課     | 男女共同参画課                                                                                       |          |          |          |
| 目 標     | 男女共同参画センター主催・共催の父子向け講座の実施回数                                                                   |          |          |          |
| 目 標 数 値 | 現 状 (平成 24 年度)                                                                                | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|         | 1 回                                                                                           | 1 回      | 1 回      | 1 回      |

|         |                                                                                                 |          |          |          |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事業名     | 15. 家庭教育学級と連携した男女共同参画センター事業の実施 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新規</span> |          |          |          |
| 事業概要    | 様々な活動を通じて、個性や能力に応じた子どもの育成や家族とのかかわり等について学ぶ機会である家庭教育学級と連携した男女共同参画に関する事業を実施します。                    |          |          |          |
| 所管課     | 男女共同参画課                                                                                         |          |          |          |
| 目 標     | 家庭教育学級と連携した男女共同参画センター事業の実施回数                                                                    |          |          |          |
| 目 標 数 値 | 現 状 (平成 24 年度)                                                                                  | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|         | —                                                                                               | 1 回      | 1 回      | 1 回      |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 関 連 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| 事業名<br>【所管課】       | 事業概要                                                                                 | 関連計画 |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 教育相談事業<br>【教育センター】 | 子育てをする中で生じるさまざまな悩みに関して、専門的知識を持つ教育相談員等がカウンセリングや心理療法等を行うことで、悩みを解消し、幼児・児童・生徒の健全育成を図ります。 |      |

## 個別課題

## 7

## 地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進

男女が積極的な社会参画により、市民の多様な能力が発揮される地域社会をつくっていくためには、生涯学習の推進はとても重要な意義をもちます。女性も社会の様々な分野で政治的、経済的、社会的及び文化的に力を発揮し、行動していけるよう、学習機会を充実させ、社会参画を促進させます。

## ■ 基本計画における施策

(25) 情報の収集と提供

(26) 学習内容の充実

(27) 生涯学習を進めるための施設の充実

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

|      |                                                                                                     |          |          |          |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事業名  | 16. 男女共同参画に関する講座等の実施                                                                                |          |          |          |
| 事業概要 | 男女共同参画社会の実現に向けた講座等を男女共同参画センター主催で行ったり、登録団体等との共催により実施します。また、男女共同参画センターの更なる周知や若年層の利用促進に向けた分野の講座も実施します。 |          |          |          |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                                                             |          |          |          |
| 目標   | 男女共同参画に関する講座等の実施回数                                                                                  |          |          |          |
| 目標数値 | 現 状（平成 24 年度）                                                                                       | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|      | 6回                                                                                                  | 6回       | 6回       | 6回       |

|      |                                      |          |          |          |
|------|--------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事業名  | 17. 情報資料室の充実                         |          |          |          |
| 事業概要 | 男女共同参画に関する書籍・情報を収集し、市民が学習できる環境を整えます。 |          |          |          |
| 所管課  | 男女共同参画課                              |          |          |          |
| 目標   | 男女共同参画センター資料閲覧室の利用者数                 |          |          |          |
| 目標数値 | 現 状（平成 24 年度）                        | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|      | 702人                                 | 800人     | 800人     | 800人     |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 関 連 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| 事業名<br>【所管課】            | 事業概要                                                                                  | 関連計画 |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 保育付講座の実施<br>【社会教育課】     | 子育て中の男女が生涯学習活動に参加しやすいように公民館主催講座において保育（託児）付講座を実施します。                                   |      |
| 公民館での各種講座の実施<br>【社会教育課】 | 男女共同参画意識を育てるために、男性や若年層・働く女性などを含め、これまで講座に参加する機会が少なかった層も参加しやすいよう内容、時間帯などを工夫し講座の充実を図ります。 |      |

主要課題  
3

# ワーク・ライフ・バランスの推進による 職場における男女共同参画の実現

| 成果指標                          | 平成 24 年度<br>現状値    | 目標値      |          |          |
|-------------------------------|--------------------|----------|----------|----------|
|                               |                    | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合 | —<br>(e-モニターアンケート) | 60%      | 70%      | 80%      |

## 個別課題

## 8

## 就業機会の男女平等に向けた支援

男女がそれぞれの個性と能力を活かしながら助け合い、協力しあって、仕事と育児・介護等の家庭生活を両立させていくことができるよう、取り組んでいきます。

## ■ 基本計画における施策

(28) 就業機会の拡充、再雇用制度の普及促進

(29) あらゆる分野における働き方への支援

(30) 職業意識、職業能力向上のための講座・研修の充実

(31) 就業相談等の充実

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

|         |                                                                                                   |          |          |          |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事業名     | 18. 男女共同参画センターにおける就労支援に関する講座等の実施 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新規</span> |          |          |          |
| 事業概要    | 個性と能力を活かしながら、仕事と育児・介護・地域活動等のバランスを取ることができるよう、男女共同参画センターにおいて、就労支援に関する主催事業や共催事業を実施します。               |          |          |          |
| 所管課     | 男女共同参画課                                                                                           |          |          |          |
| 目 標     | 男女共同参画センター主催・共催の就労支援関連講座等の実施回数                                                                    |          |          |          |
| 目 標 数 値 | 現 状 (平成 24 年度)                                                                                    | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|         | 1 回                                                                                               | 1 回      | 1 回      | 1 回      |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 関 連 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| 事業名<br>【所管課】          | 事業概要                                                                         | 関連計画 |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------|------|
| 若年者等就労支援事業<br>【雇用労政課】 | 若年者等が気軽に立ち寄れるジョブサポート<br>いちかわを開設し、毎週火曜日～金曜日の午<br>後に就労にかかる個別相談、適職診断を実施<br>します。 |      |
| 家族経営協定締結の推進<br>【農政課】  | 家族で農業を営む農家に、家族経営協定の締<br>結に向け働きかけを行います。                                       |      |

## 個別課題

## 9

## 男女共同参画に向けた雇用環境の整備促進

事業所等に対し、男女双方に対する差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益な取り扱いの禁止、間接差別の禁止等男女雇用機会均等法の実効性の確保を図っていきます。また、働く場において、女性が母性を尊重され、安心して子どもを産み、就労を続けられる環境整備や男女のワーク・ライフ・バランスの推進、過剰なストレス等からの解放やセクシャル・ハラスメントの防止にも努めていきます。

■ 基本計画における施策

(32) 働く場における男女共同参画の推進

(33) 働く場における母性保護の意識の浸透と制度の充実

(34) 働く場における男女の労働条件の向上

(35) 働く場における労働環境の整備

(36) 労働相談の充実

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| 事業名  | 19. 事業者への男女共同参画啓発 <span style="float: right;">重点</span> |          |          |          |
|------|---------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 事業概要 | 事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進に関する啓発を行います。               |          |          |          |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                 |          |          |          |
| 目標   | 事業者への男女共同参画啓発活動の回数                                      |          |          |          |
| 目標数値 | 現 状 (平成 24 年度)                                          | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|      | 1 回                                                     | 1 回      | 1 回      | 1 回      |

|      |                                                                              |          |          |          |    |    |
|------|------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|----|----|
| 事業名  | 20. 市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進                                                     |          |          |          | 重点 | 新規 |
| 事業概要 | 市職員が仕事と育児・介護・地域活動等とのバランスを取ることで、質の高い行政サービスを提供できるよう、男女それぞれのワーク・ライフ・バランスを推進します。 |          |          |          |    |    |
| 所管課  | 男女共同参画課                                                                      |          |          |          |    |    |
| 目標   | 市男性職員の育児休業と介護休暇の取得者数                                                         |          |          |          |    |    |
| 目標数値 | 現 状（平成 24 年度）                                                                | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |    |    |
|      | 1 人                                                                          | 5 人      | 10 人     | 15 人     |    |    |

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|--|---|--|
| 労働相談事業
【雇用労政課】 | 賃金、解雇、労働時間、労災等労働条件に関する相談及び労働保険等の手続き等の相談に社会保険労務士が応じます。 | |
| 一般事業主行動計画策定
支援事業
【子育て支援課】 | 次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画について、市内企業に計画策定の手引やサンプル等を配布し、計画策定を支援します。 | 市川市次世代育成
支援行動計画 |
| 新規
職員みんなで支え合い計画（市川市役所次世代育成支援行動計画）の推進
【職員課（特定事業主推進部門）】 | 全ての職員が、仕事と生活の時間のバランスを取れるようにするため、「職員みんなで支え合い計画」を推進します。 | 職員みんなで支え
合い計画（市川市役
所次世代育成支援
行動計画） |

10

男女が共に働き続けるための社会環境の整備

少子・高齢化、核家族化が進展する中で、男女がともに、職業生活と育児・介護等の家庭生活と地域生活とのバランスを図り、充実した生活を送るための環境整備に努めます。

■ 基本計画における施策

(37) 仕事と子育て・介護の両立支援

(38) 多様な働き方への支援

業 事 連 関

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|---|--|----------------|
| 保育園整備計画事業
【保育計画推進課】 | 仕事と子育ての両立支援に向けた環境整備として保育施設を整備します。 | 市川市保育計画 |
| 放課後保育クラブ運営事業
【青少年育成課】 | 放課後、就労等で保護者が家庭にいない児童を保育するため、よりよい環境づくりを行います。 | 市川市教育振興基本計画 |
| ファミリー・サポート・センター事業
【子育て支援課】 | 地域において子育てに関する相互援助活動を行うための会員組織である「ファミリー・サポート・センター」を運営し、援助活動の紹介や調整、会員確保など、仕事と子育ての両立を支援します。 | 市川市次世代育成支援行動計画 |
| 新規
いちかわ子育て応援企業の認定
【子育て支援課】 | 市川市に事業所のある企業において、「一般事業主行動計画」を策定しているほか、子どもの企業見学や託児室・授乳コーナーの設置など子どもや子育て家庭にやさしい企業を「いちかわ子育て応援企業」に認定し、企業による自主的な子育て支援を応援します。 | |

主要課題

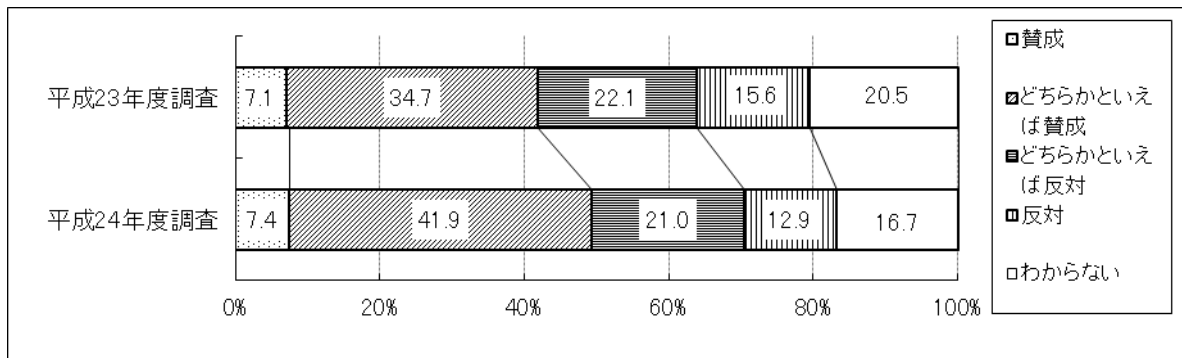
4

男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実

| 成果指標 | 平成 24 年度
現状値 | 目標値 | | |
|-----------------------------|------------------------|----------|----------|----------|
| | | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| 「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」と考える人の割合 | 49.3%
(e-モニターアンケート) | 45% | 40% | 35% |

【固定的性別役割分担意識】

夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」について、「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した割合は増加傾向にあります。



e-モニター制度による「男女共同参画に関するアンケート」結果

個別課題

11

生活の場での自立の推進

男性の仕事、女性の仕事という役割意識にとらわれなくて、自らの個性と能力を十分に発揮していける社会をつくり、安心して暮らすことができるよう、福祉の視点からの街づくりを行い、生活の場での自立の推進に努めます。

■ 基本計画における施策

(39) 男女共同参画による家庭の確立

(40) 専業主婦への家族の協力

(41) 家庭責任を果たすための学習機会の提供

(42) 自立を支える福祉の充実

(43) 男女が共に安心して暮らす福祉の視点からの街づくりの推進

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| | | | | |
|------|--|----------|----------|----------|
| 事業名 | 21. 生活の場での自立の推進に向けた講座等の実施 新規 | | | |
| 事業概要 | 家庭において、家族一人ひとりが家族の一員として協力し支え合う意識を持てるよう、男性向けの料理教室など、生活の場での自立の推進に向けた講座等を男女共同参画センター主催で行ったり、男女共同参画センター登録団体等との共催により実施します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 生活の場での自立の推進に向けた講座等の実施回数 | | | |
| 目標数値 | 現 状（平成 24 年度） | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 1 回 | 1 回 | 1 回 | 1 回 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 関 連 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|-----------------------|--|------|
| 両親学級
【保健センター健康支援課】 | 妊娠・出産・育児についての知識を深めるとともに、地域で夫婦が協力しながら安心して、妊娠・出産・育児ができるよう援助します。 | |
| 防犯対策事業
【防犯課】 | 誰もが安心して社会参画を果たすため、安全な街づくりの実現を目指し、市民・警察・関係団体と協働してパトロール等の各種防犯対策を実施します。 | |

個別課題

12 男女で担う子育ての環境づくり

核家族化が進む中、子育て中の男女が孤立感や不安を感じることがないように、情報提供や支援体制の充実を図ります。

■ 基本計画における施策

(44) 保育施設の整備、保育内容の充実

(45) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実

(46) 児童虐待の発生を防ぐ意識と環境づくり

- 41 -

個別課題

13

障害者家庭とひとり親家庭等の自立支援

障害者、ひとり親家庭の家族、単身者などが地域で自立し、安心して暮らせるよう、支援を行います。

■ 基本計画における施策

(47) 各種相談事業の拡充と情報提供

(48) 自立のための支援制度の促進

- 43 -

個別課題

14

高齢者への福祉の充実・自立支援

高齢期の男女を単に支えられる側と見ずに、年齢、性別による固定観念にとらわれず、社会の中で自立した構成員として生き生きと暮らせるよう、家族や地域住民、行政、関係団体が共同して連携を図りながら、地域福祉活動の充実・発展のための取り組みを行います。

■ 基本計画における施策

- (49) 社会参画の促進と生活支援
- (50) 高齢者虐待を防ぐ環境づくり
- (51) 介護にかかわる人の育成と確保
- (52) 施設の基盤整備と内容の充実
- (53) 介護予防への取組の強化

- 45 -

個別課題

15 自立を支援する総合相談事業の推進

最近の社会情勢は、少子高齢化の進展、経済の低迷、非正規労働者の増加、国際化の進展など複雑化しています。この複雑化した社会の中で、生き生きと安心して暮らせる新たな地域社会を築くことが大切です。そこで、仕事や子育てによるストレスや悩みに対し、総合的な相談窓口の一層の充実を図っていきます。

■ 基本計画における施策

(54) 相談事業の充実

(55) 相談事業にかかわる人への情報提供と研修の要請

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| | | | | |
|-------|--|----------|----------|----------|
| 事業名 | 22. 女性のための相談 | | | |
| 事業概要 | 女性を対象に、相談者自身が悩みの本質に気づき、自ら解決方法を見つけることができるよう、関係部署や関係機関と連携を図りながら、問題解決に向けた相談を女性相談員が行います。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 報告 | 相談件数 | | | |
| 実績報告値 | 現 状（平成 24 年度） | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 2, 150 件 | — | — | — |

| | | | | |
|------|--|----------|----------|----------|
| 事業名 | 23. 女性弁護士による女性のための無料法律相談 | | | |
| 事業概要 | 離婚や調停など法的支援についての助言が必要な女性を対象に、女性弁護士が無料法律相談を実施します。また、法律相談の利用促進のための啓発を行います。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目 標 | 相談件数 | | | |
| 目標数値 | 現 状（平成 24 年度） | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 131 件 | 150 件 | 160 件 | 170 件 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 関 連 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|---------------------------|---|---------------------|
| 民事相談事業
【総合市民相談課】 | 市民の日常の悩みに応じるため、相談窓口を設け、解決に向けた支援をする。 | |
| 地域包括支援センター事業
【地域福祉支援課】 | 高齢者が安心してその人らしい生活を継続することができるように、総合相談支援を行います。 | 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 |

主要課題

5

生涯を通じた健康支援

| 成果指標 | 平成 23 年度
現状値 | 目標値 | | |
|-----------------|----------------------|----------|----------|----------|
| | | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| 自分の健康に関心がある人の割合 | 83%
(e-モニターアンケート) | 86% | 88% | 90% |

個別課題

16

生涯を通じた健康の管理・保持増進

女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、男性については更年期やメタボリックシンドロームなど、男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行い、健康の保持増進ができるように相談体制を整備し、支援します。

■ 基本計画における施策

(56) 生涯を通じた健康の管理の意識啓発と情報提供

(57) 医療関係者への意識の浸透と研修の要請

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】            | 事業概要                                                              | 関連計画         |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------|--------------|
| 健康相談<br>【保健センター健康支援課】   | ライフサイクルに応じた心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行います。                      |              |
| 訪問指導<br>【保健センター健康支援課】   | 心身の状況・生活環境等から療養上の保健指導が必要な者とその家族に対して訪問し、必要な指導を行い、心身低下防止と健康増進を図ります。 |              |
| 健康教育事業<br>【保健センター健康支援課】 | 生活習慣病の予防や健康管理に必要な正しい知識を得、自身の健康に対する認識と自覚を高めることにより、健康的な暮らしへの支援をします。 | 第2次市川市食育推進計画 |

## 個別課題

## 17

## 生涯を通じた心身の健康づくり支援

男女が心身の健康について適切に自己管理できるよう、健康診査の受診や健康について正確な知識・情報を得るための健康教育や学習機会の拡大に努めます。

■ 基本計画における施策

(58) 健康教育の充実と相談支援

(59) 妊娠・出産期における健康支援

(60) 思春期・成人期・高齢期における健康支援

(61) 女性の健康を脅かす問題についての対策の推進

～～～～～～～～～～～～～～～～

関 連 事 業

～～～～～～～～～～～～～～～～

| 事業名<br>【所管課】              | 事業概要                                                                           | 関連計画         |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 推進員活動事業<br>【保健センター健康支援課】  | 地域住民の疾病予防と健康保持増進を図り、健康で明るい地域を作ることとを目的として、保健推進員、食生活改善推進員が活動を推進します。              | 第2次市川市食育推進計画 |
| 母子健康教育事業<br>【保健センター健康支援課】 | 乳幼児・学童などの子どもと保護者及び妊婦を対象に、知識の普及・啓発等を行い、健やかな成長ができるよう支援します。                       | 第2次市川市食育推進計画 |
| 母子訪問事業<br>【保健センター健康支援課】   | 新生児及び1～2か月児をはじめ、妊産婦・乳幼児等の家庭に訪問し妊娠・出産・育児に対する不安を軽減するとともに疾病の予防・健康の保持増進を図ります。      |              |
| 健康診査事業<br>【保健センター疾病予防課】   | がんの早期発見のため各種がん検診を実施。肝炎検診や千葉県後期高齢者医療被保険者及び40歳以上の生活保護受給者に対し特定健康診査に準ずる健康診査を実施します。 | 市川市健康増進計画    |

個別課題

18 心身の健康づくり体制の充実

男女とも、運動を主体とした健康保持が行えるよう、活動場所の提供や情報提供を行います。

- 基本計画における施策
- (62) 健康増進施設の充実
- (63) 医療関係機関との連携強化

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|--|--|-------------------|
| <div>新規</div> 生涯スポーツイベントの
充実
【スポーツ課】 | 現在行われている「体育の日記念行事みんな
でスポーツ」「スポーツレクリエーション祭」
「ウォーキングいちかわ」といったイベント
のPRの促進や内容を充実させていくこと
で、参加者の増加を図ります。 | 市川市スポーツ振
興基本計画 |

主要課題
6

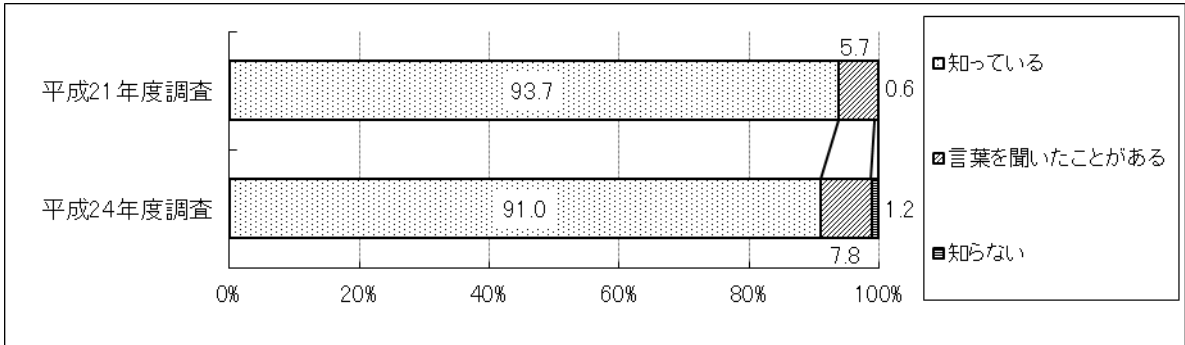
人権を侵害する暴力の根絶

※DV施策の実施に関しては、市川市男女共同参画基本計画第2次DV防止実施計画にて進行管理を行います。

| 成果指標 | 平成 24 年度
現状値 | 目標値 | | |
|--------------|----------------------|----------|----------|----------|
| | | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| DVを知っている人の割合 | 91%
(e-モニターアンケート) | 95% | 97% | 100% |

【DVの認知度】

DVを「知っている」と回答した割合は90%を超え、高い認知度となっています。



e-モニター制度による「DVに関するアンケート」結果

《市川市e-モニター制度によるDVに関するアンケートの回答者属性》

●平成21年度

| | |
|--------|---|
| 調査方法 | インターネット及び電子メール |
| 調査期間 | 平成21年12月7日～平成21年12月13日 |
| 調査実施機関 | 市川市総務部男女共同参画課 |
| 有効回答数 | 1,626人 |
| 回答者属性 | 女性884人、男性742人
10代5人(0.3%)、20代80人(4.9%)、30代482人(29.6%)、
40代471人(29.0%)、50代212人(13.0%)、60代268人(16.5%)、
70代94人(5.8%)、80代14人(0.9%) |

●平成24年度

| | |
|--------|--|
| 調査方法 | インターネット及び電子メール |
| 調査期間 | 平成25年3月6日～平成25年3月20日 |
| 調査実施機関 | 市川市総務部男女共同参画課 |
| 有効回答数 | 1,100人 |
| 回答者属性 | 女性565人、男性534人、不明1人
10代3人(0.3%)、20代39人(3.5%)、30代230人(20.9%)、
40代363人(33.0%)、50代164人(14.9%)、60代177人(16.1%)、
70代111人(10.1%)、80代12人(1.1%) |

個別課題

19

暴力を許さない社会の基盤づくり

暴力は、対象の性別を問わず、決して許されるものではありません。どのような暴力でも、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではないとの認識を広く社会に徹底することが重要です。暴力を予防し、暴力を許さない社会の実現を目指し、一層の啓発活動を推進していきます。

■ 基本計画における施策

(64) あらゆる暴力に対する社会的認識の徹底と対策の推進

(65) 性の商品化の根絶

(66) 暴力に関する調査・研究

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| 事業名 | 24. 市民等への人権啓発情報の発信 | | | |
|------|---|----------|----------|----------|
| 事業概要 | 人権擁護委員の日（6月1日）や人権週間（12月4日～10日）を中心に、広報等で啓発活動を行います。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目 標 | — | | | |
| 目標数値 | 現 状（平成 24 年度） | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | — | — | — | — |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 関 連 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|-----------------------------|--------------------------------------|------|
| 青少年有害図書の地域での見回り
【青少年育成課】 | 性の商品化、暴力表現等を有する図書の地域での見回りの取り組みを行います。 | |

個別課題

20 被害者への相談・支援および加害者への教育・研修、更生支援

被害者を暴力から救済し、問題の解決や、生活の自立を支援していくためには、被害者が最初に訪れる相談窓口での適切な対応が大変重要になってきます。相談窓口では被害者の心身の疲労に配慮するとともに、相談しやすい環境を整備し、全ての相談員が被害者の立場にたって相談に乗り、適切な情報提供と関係機関と連携し、適切な支援を行います。

■ 基本計画における施策

(67) 相談体制の充実

(68) 自立支援と更生支援

(69) 関係機関の連携とネットワーク体制の確立

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| | | | | |
|------|---|--------|--------|--------|
| 事業名 | 25. 家庭等における暴力対策ネットワーク会議の開催 | | | |
| 事業概要 | DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関等で構成されるネットワーク会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、連携を強化します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課、地域福祉支援課、介護保険課、障害者支援課、子育て支援課 | | | |
| 目標 | 家庭等における暴力対策ネットワーク会議の開催回数 | | | |
| 目標数値 | 現状（平成24年度） | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | — | 2回 | 2回 | 2回 |

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                | 事業概要                                                                                              | 関連計画           |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 子ども家庭総合支援センター事業<br>【子育て支援課】 | 子どもと子育て家庭に関する総合窓口として、保健・福祉・教育等に関する基本的な問い合わせやサービスの紹介等に応じるとともに、手続きや相談が必要な場合には、関係機関と連携して適切な支援を実施します。 | 市川市次世代育成支援行動計画 |

主要課題  
7

# 男女共同参画社会の形成を 目指す国際的協調の推進

| 成果指標                                    | 平成 24 年度<br>現状値        | 目標値      |          |          |
|-----------------------------------------|------------------------|----------|----------|----------|
|                                         |                        | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| 市川市は外国人<br>が安心して暮ら<br>せるまちだと考<br>える人の割合 | —<br>(e-モニターアン<br>ケート) | 80%      | 90%      | 100%     |

## 個別課題

## 21 国際的な協調と相互協力の推進

日本の男女共同参画社会の形成の促進は、国連の女性の地位向上にかかる活動等国際社会における様々な取組と連動して進められてきました。今後の男女共同参画社会の形成に関しても、国際的な連携・協力のもとに推進していきます。

## ■ 基本計画における施策

## (70) 国際理解と国際協力

## (71) 国際交流の推進と民間団体への支援

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 関 連 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| 事業名<br>【所管課】                                       | 事業概要                                                                          | 関連計画        |
|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 異文化交流事業<br>【国際交流課】                                 | 姉妹都市、友好都市交流はもちろん、在住外国人と地域住民の理解を深め、双方の歴史や文化などを紹介するとともに講演会や体験会を開催し、交流の機会を提供します。 |             |
| <b>新規</b><br>小学校外国語活動推進事業（小学校外国語活動指導員の派遣）<br>【指導課】 | 小学校へ英語の力を有する外国語活動指導員の派遣をし、外国語活動の推進を図ります。                                      | 市川市教育振興基本計画 |
| <b>新規</b><br>中学生海外派遣事業（派遣・受入事業）<br>【指導課】           | 市立中学校の生徒をドイツのパートナーシティ・ローゼンハイム市へ派遣するとともに、ドイツからも生徒を受け入れ、国際感覚豊かな青少年を育成します。       | 市川市教育振興基本計画 |

個別課題

22 在住外国人と共に目指す男女共同参画社会

国籍・文化・慣習・宗教などの違いをこえて、在住外国人が男女共同参画を目指した各種活動に参画でき、相互理解が深められるよう、在住外国人のための生活関連情報の提供や相談体制の整備を図ります。

- 基本計画における施策
- (72) 相互理解のための交流活動の推進
- (73) 情報提供と相談体制の確立

~~~~~ 進 行 管 理 事 業 ~~~~~

| | | | | |
|------|---|----------|----------|----------|
| 事業名 | 26. 相互理解のための啓発・交流事業 新規 | | | |
| 事業概要 | 在住外国人と日本人が互いの生活や文化を理解・尊重し、各種活動に参画でき、安心して暮らしやすい地域社会をつくるため、関係部署・関係機関等と連携し、多様な生き方を認め合える意識啓発や交流活動を行います。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 在住外国人との交流活動実施回数 | | | |
| 目標数値 | 現 状 (平成 24 年度) | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | — | 1 回 | 1 回 | 1 回 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 関 連 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| 事業名
【所管課】 | 事業概要 | 関連計画 |
|-----------------------------|--|------|
| 外国人相談窓口
【国際交流課】 | 外国人のインフォメーションセンターとして、日常生活や市の行政・施設についての情報提供など各種の相談に応じます。 | |
| 外国人向けの各種情報提供の充実
【国際交流課】 | 言葉の壁から情報が伝わりにくい外国人のために、インターネット、電話、情報誌での情報提供および外国語版の情報誌等を設置するなど生活情報を的確に提供できる機能の充実を図ります。 | |
| 通訳・翻訳ボランティアによる活動
【国際交流課】 | 在住外国人が誤解や不安を抱くことなく安心して暮らせるよう、地域における外国語通訳ボランティアと協力体制の充実を図ります。 | |

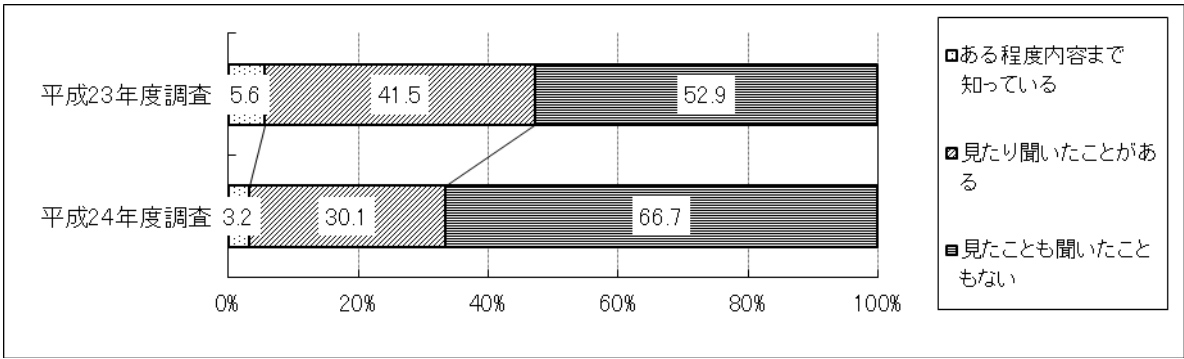
主要課題
8

男女共同参画を推進する体制の整備

| 成果指標 | 平成 24 年度
現状値 | 目標値 | | |
|---------------------------|------------------------|----------|----------|----------|
| | | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| 「市川市男女共同参画基本計画」を知っている人の割合 | 33.3%
(e-モニターアンケート) | 38% | 44% | 50% |

【基本計画の認知度】

市川市男女共同参画基本計画を「ある程度内容まで知っている」「見たり聞いたことがある」と回答した割合は、減少しています。



e-モニター制度による「男女共同参画に関するアンケート」結果

個別課題

23 推進体制の充実

男女共同参画社会の実現に向けて、市川市男女共同参画基本計画を効果的に推進し、目標を達成するためには、推進体制の整備・充実を図ることが必要です。そのため、実施計画を作成し、庁内における推進体制を整備し、計画を具体化していくために、関係部署や関係団体との連携を図り、積極的に推進していきます。

■ 基本計画における施策

(74) 庁内推進体制の充実と組織の強化

(75) 市民との連携

(76) 国・県・関係機関等との連携

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 進 行 管 理 事 業 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

| | | | | |
|------|---|----------|----------|----------|
| 事業名 | 27. 男女共同参画センター登録団体等との共同事業の実施 | | | |
| 事業概要 | 地域での男女共同参画を推進するため、男女共同参画センターを利用し、積極的に男女共同参画を推進する活動を行っている登録団体等と共同事業を実施します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 男女共同参画センター登録団体等との共催事業の実施回数 | | | |
| 目標数値 | 現 状 (平成 24 年度) | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 2回 | 5回 | 5回 | 5回 |

| | | | | |
|------|---|----------|----------|----------|
| 事業名 | 28. 男女共同参画に関する情報収集 | | | |
| 事業概要 | 千葉県や近隣市等と連携を図りながら、男女共同参画の推進に関し、情報収集や情報交換を行い、地域における男女共同参画の推進に努めます。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | — | | | |
| 目標数値 | 現 状 (平成 24 年度) | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | — | — | — | — |

個別課題
24 計画の進行管理の充実

第5次実施計画の具体的な事業についての推進状況を把握して評価し、効果的に計画を推進していきます。

- 基本計画における施策
- (77) 施策の推進状況の把握
- (78) 施策の点検と評価の研究

進 行 管 理 事 業

| | | | | |
|------|--|--------|--------|--------|
| 事業名 | 29. 男女共同参画に関する市民意識調査の実施 | | | |
| 事業概要 | 男女共同参画社会の実現を推進するために、男女共同参画に関する市民意識の変化を把握できる市民意識調査を実施します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 社会全体において、「男女の地位は平等である」と考える人の割合 | | | |
| 目標数値 | 現状(平成24年度) | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | 12.5%
(e-モニターアンケート) | 14% | 17% | 20% |

(案)

資料 4

平成 26 年 月 日

市川市長 大久保 博 様

市川市男女共同参画推進審議会

会 長 小保方 稔子

市川市男女共同参画基本計画第 2 次 D V 防止実施計画の

策定について（答申）

平成 25 年 7 月 17 日付け市川第 20130708-0174 号で市川市男女共同参画推進審議会へ諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり取りまとめたので、市川市男女共同参画社会基本条例第 13 条第 2 項に基づき答申いたします。

市川市男女共同参画推進審議会

会 長 小保方 稔子

副会長 田口 久美子

委 員 秋吉 マツ

委 員 阿部 理佐

委 員 井上 卓也

委 員 岩澤 秀明

委 員 大迫 淳子

委 員 小川 隆啓

委 員 竹中 寿晴

委 員 戸坂 幸二

委 員 中村 敏弥

委 員 長谷川 直美

委 員 藤井 丈

委 員 松永 信子

委 員 宮腰 直子



市川市男女共同参画基本計画

第2次DV防止実施計画

(平成26年度～平成28年度)

平成26年3月

市 川 市

目 次

第1章 第2次DV防止実施計画の策定にあたって

| | |
|-------------|---|
| 1 実施計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 実施計画の位置づけ | 2 |
| 3 実施計画の期間 | 3 |
| 4 実施計画の基本理念 | 3 |
| 5 実施計画の基本目標 | 3 |
| 6 実施計画の体系図 | 4 |

第2章 DVの現状

| | |
|-----------------|----|
| 1 全国のDV状況 | 6 |
| 2 本市のDV相談状況 | 8 |
| 3 配偶者暴力相談支援センター | 9 |
| 4 被害者支援フロー図 | 10 |

第3章 市川市DV防止基本計画の成果と課題

| | |
|---------------|----|
| 1 基本目標ごとの達成状況 | 12 |
| 2 意識調査からみた課題 | 13 |
| (1) DVの認知度 | 13 |
| (2) DV被害の状況 | 14 |
| (3) 相談先の状況 | 15 |

第4章 第2次DV防止実施計画の考え方

| | |
|--------------|----|
| 1 重点事業選定の考え方 | 17 |
|--------------|----|

第5章 実施計画事業

| | |
|------------------|----|
| 1 実施計画事業の選定にあたって | 18 |
| 2 進行管理事業 | 18 |

| | |
|-----------------------------|----|
| 3 進行管理について | 18 |
| 4 評価について | 18 |
| 基本目標 I DV を許さない社会づくり | 19 |
| 取組の方向 1 DV 防止の啓発 | 20 |
| 取組の方向 2 DV 予防教育の推進 | 22 |
| 取組の方向 3 DV 被害者の発見 | 23 |
| 基本目標 II 安全で安心できる相談体制の充実 | 25 |
| 取組の方向 4 相談業務の充実 | 26 |
| 取組の方向 5 被害者の安全確保 | 29 |
| 取組の方向 6 職務関係者の資質向上 | 31 |
| 基本目標 III 実効性のある自立支援の充実 | 32 |
| 取組の方向 7 被害者の生活再建支援 | 33 |
| 取組の方向 8 子どもに関する支援 | 35 |
| 基本目標 IV DV 根絶の推進体制 | 37 |
| 取組の方向 9 関係機関・関係部署との連携 | 38 |
| 市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議 | 40 |
| 市川市配偶者暴力相談支援センターと関係機関等との連携図 | 41 |

参考資料

| | |
|--------------------------------------|----|
| ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 | 42 |
| ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 | 55 |

第 1 章 第 2 次 DV 防止実施計画の策定にあたって

1 実施計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（以下「DV」という。※1）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

そして、DV被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は、個人の尊厳を傷つけると同時に、男女共同参画社会実現への妨げとなっています。

こうしたなか、国は、平成 13 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV 防止法」という。）」を制定しました。その後、平成 19 年 7 月の改正で、DV に関する基本計画の策定と市町村の施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことが市町村の努力義務となりました。

このような状況において、本市では、平成 20 年 8 月に改定した「市川市男女共同参画基本計画」のなかで対応していた DV 対策について、DV の防止と被害者の保護・自立支援をより一層きめ細かく、総合的かつ計画的に進めるため、平成 23 年 8 月に「市川市 DV 防止基本計画」を策定し、つづいて平成 23 年 10 月には、配偶者暴力相談支援センターの機能を有したところです。

このように社会的な制度設計が進んでいますが、メディアなどで DV 被害が取り上げられ、その被害が顕在化するようになっており、DV 被害の相談件数は減少するどころかむしろ増加傾向にあります。

そこで、本市では、これからもより一層の DV 被害の防止に努め、DV 被害者の立場に立った切れ目のない支援を行うため、平成 25 年度を最終年とする第 1 次実施計画となる「市川市 DV 防止基本計画」を見直し、新たに「第 2 次 DV 防止実施計画」をここに策定するものです。

※ 1 DV の定義

本計画において「DV」とは、配偶者（婚姻の届出をしていない事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）又は元配偶者（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む）による身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力を言います。

また、配偶者以外の恋人などの親密な間柄にあるパートナーからの暴力を含むものとします。

※ DV がおこる背景

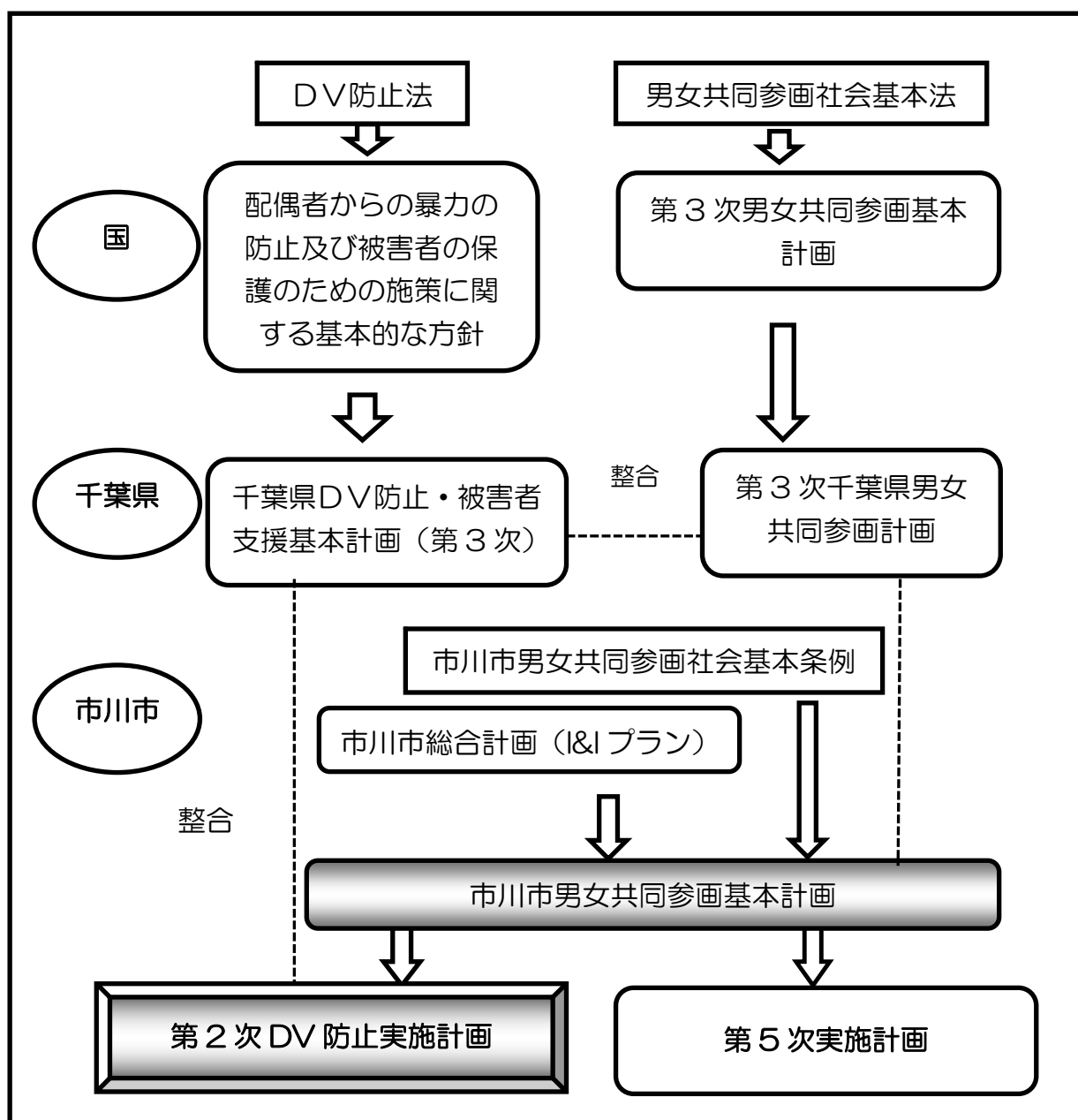
なぜ、DV はおこり、被害者の多くは女性なのでしょう。この背景には、固定的役割分担意識やそれに伴ってできた男女の社会的地位、経済力の格差、暴力容認などの社会的構造に問題があると指摘されています。多くの場合、夫（パートナー）は、支配のための手段、あるいは、服従しないことの罰として暴力を振るいます。そして「従わない方が悪い」と被害女性を責めます。この根底には「男性はリードし、女性に従うもの」という固定的役割分担意識と暴力を容認する考えがあるからです。

2 実施計画の位置づけ

本計画は、市川市男女共同参画社会基本条例第 8 条の規定に基づき策定された「市川市男女共同参画基本計画」の主要課題6「人権を侵害する暴力の根絶」を実現するための一部分として位置づけます。

また、本計画は、DV防止法第 2 条の 3 第 3 項に規定する「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」に相当するものでもあり、本市DV施策の実施に関する基本的な計画となるものです。

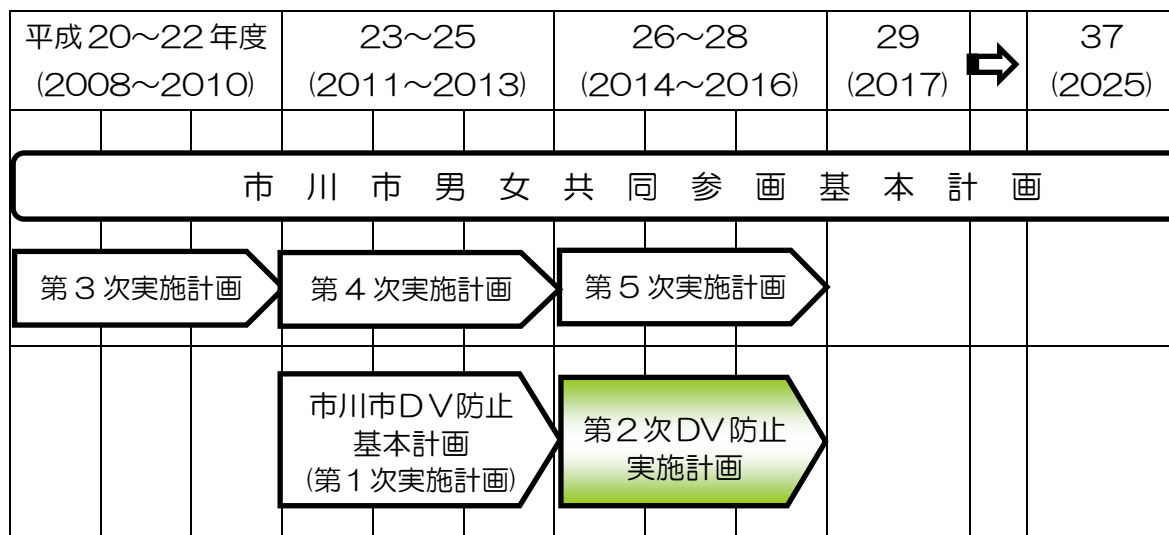
イメージ図



3 実施計画の期間

本計画の期間は、平成 26（2014）年度から平成 28（2016）年度までの 3 年間とします。

なお、本計画は、取組状況や社会情勢の変化、DV防止法の改正、国の基本的方針の見直しなどにより新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。



4 実施計画の基本理念

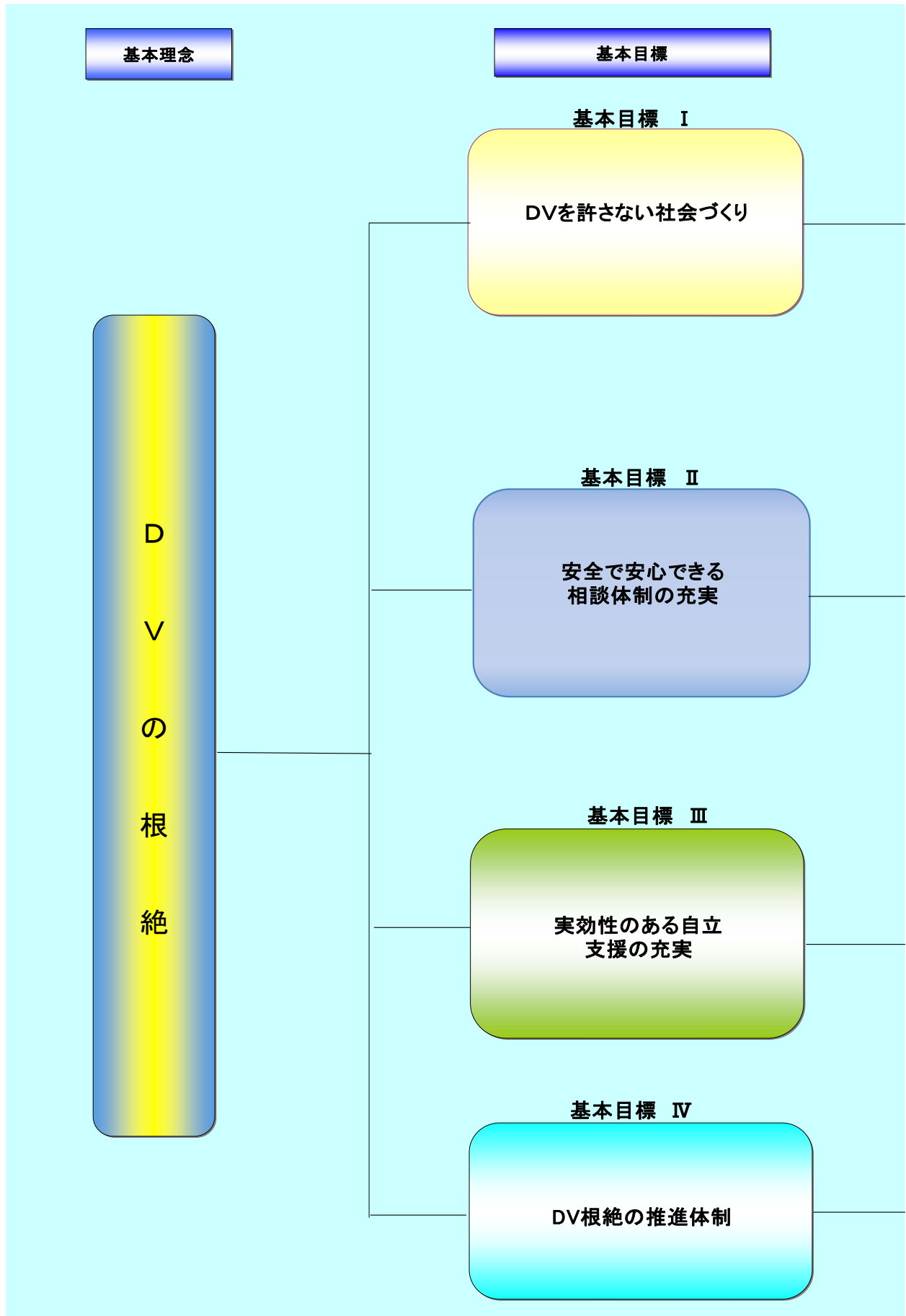
本計画の基本理念を「DVの根絶」とします。

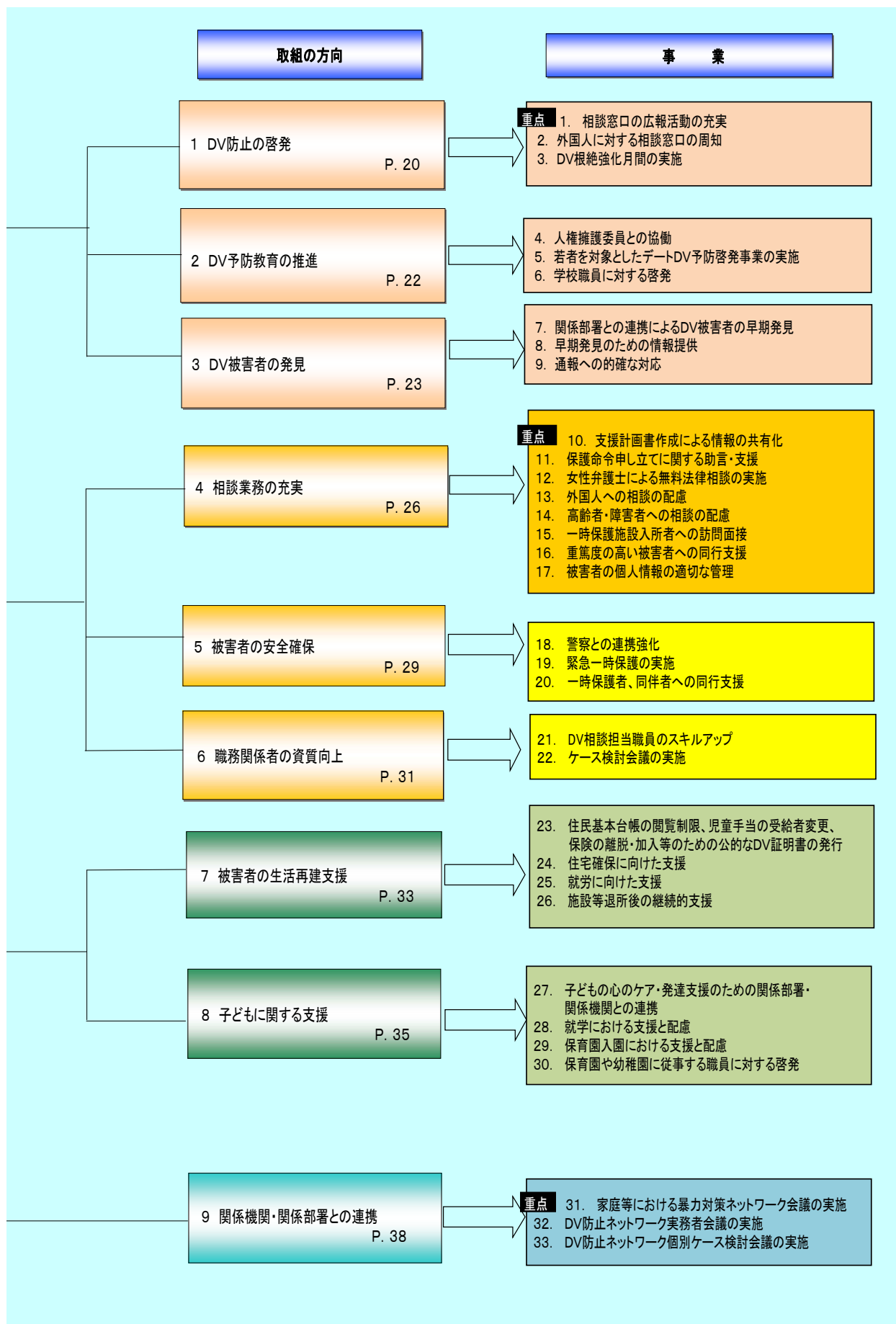
5 実施計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するため、4 つの基本目標と目標達成に向けた取組の方向を定め、事業を展開していきます。

- 基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
- 基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
- 基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
- 基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制

6 実施計画の体系図





第2章 DVの現状

1 全国のDV状況

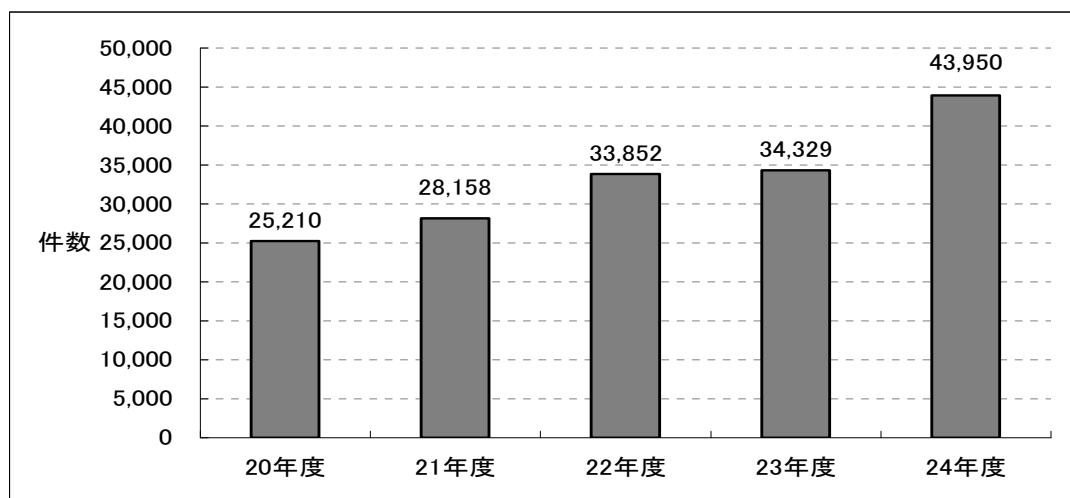
○ 警察における配偶者間の暴力相談は増加、被害者の多くは女性

「警察における暴力相談等の対応件数」は、平成24年が43,950件で、ここ数年毎年増加しています。

また、平成24年に検挙した配偶者間（内縁を含む）の暴行、傷害、殺人等の総数は4,457件で、そのうち93.1%にあたる4,149件は女性が被害者となっており、特に傷害は2,060件と急増し、暴行も1,996件と増加しています。

● 警察における暴力相談等の対応件数

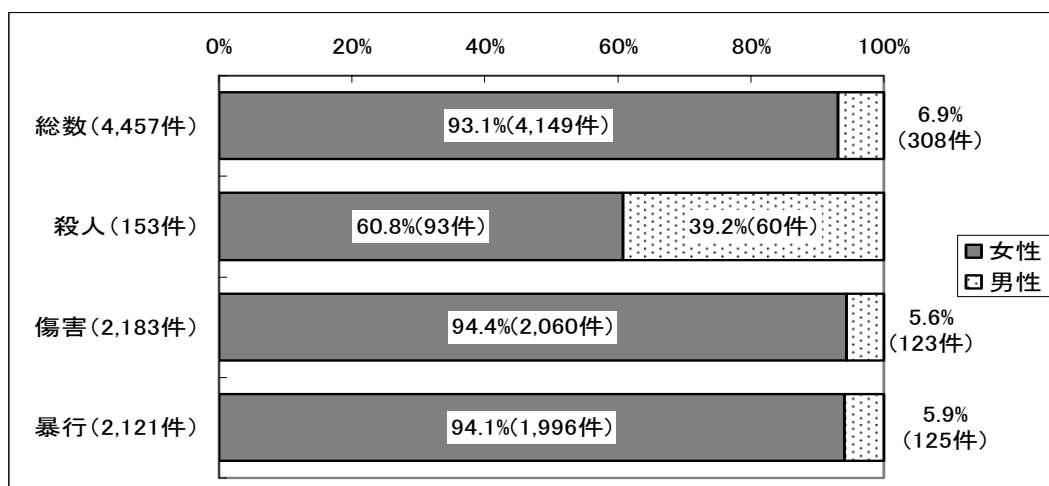
（警察庁調べ）



● 配偶者間（内縁を含む）における犯罪（殺人、傷害、暴行）の被害者

（検挙件数の割合）平成24年

（警察庁調べ）

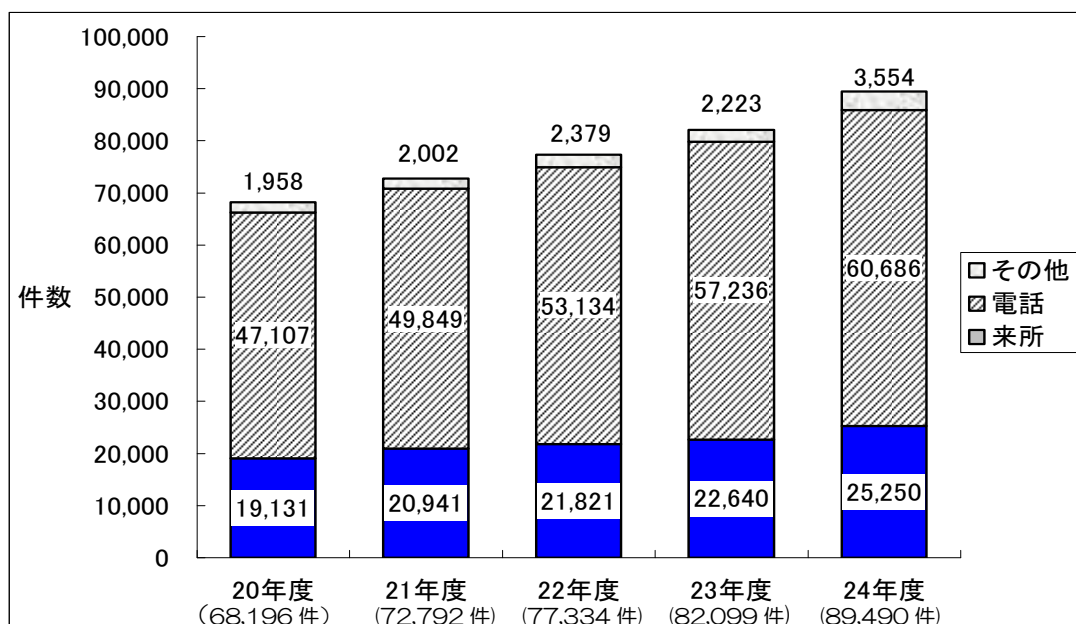


○ 配偶者暴力相談支援センターの相談も増加、９９％が女性

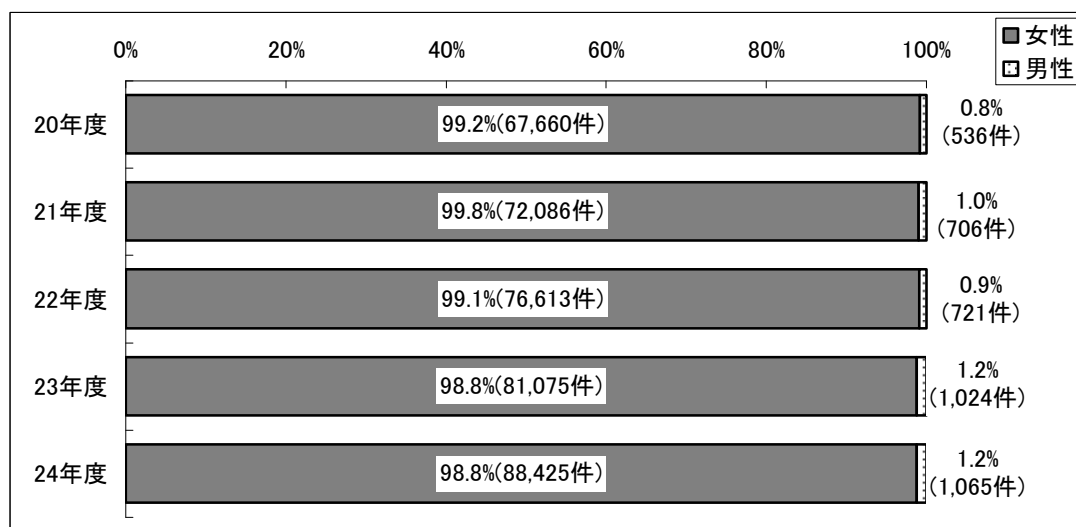
平成２５年７月現在、配偶者暴力相談支援センターは、全国に２２３ヵ所設置されています。ＤＶ相談件数は平成２０年度では６８，１９６件、平成２４年度は８９，４９０件となっており、４年間で約１．３倍に増加しています。

平成２４年度の相談形態は、電話相談が６７．８％、来所相談が２８．２％となっており、相談者は毎年約９９％が女性となっています。

● 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移 （内閣府調べ）



● 配偶者暴力相談支援センター相談の男女別内訳 （内閣府調べ）



2 本市のDV相談状況

○ 相談件数は増加傾向

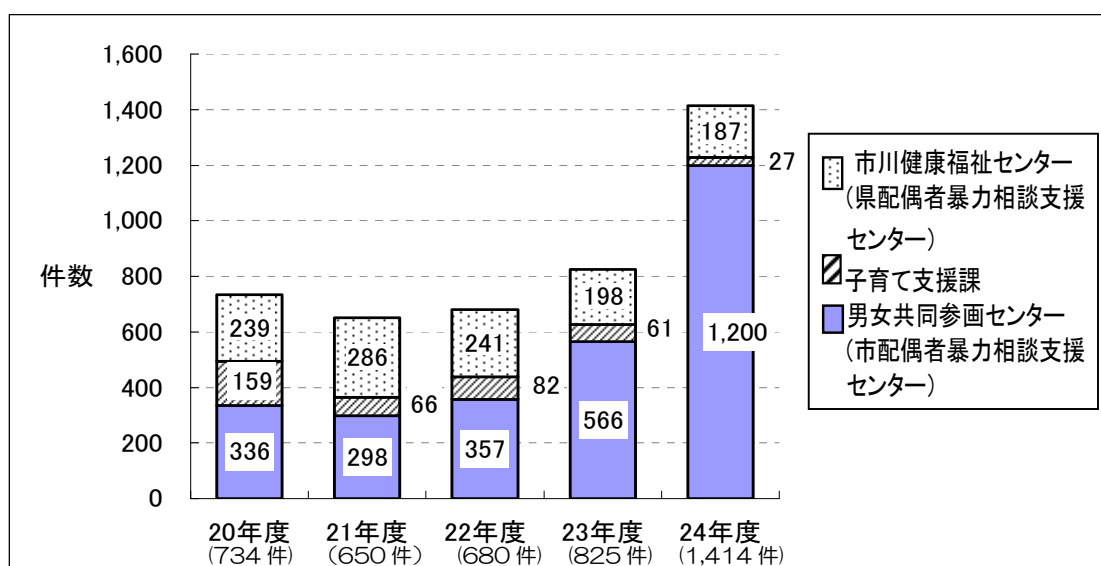
本市のDVに関する相談は、警察での緊急的な相談を別とすると、市川健康福祉センター（市川保健所）と市役所に相談窓口があります。

平成24年度の相談件数は1,414件であり、その内訳は市川健康福祉センター（市川保健所）が187件で13.2%、市が1,227件で86.8%となっています。また、平成20年度と平成24年度の相談件数を比較してみると、約1.93倍に倍増しています。

次に、平成24年度の相談形態については、来所相談が418件で29.6%、電話相談は996件で70.4%、これは全国の配偶者暴力相談支援センターの相談の割合とほぼ同様となっています。

● 市川市のDV相談件数

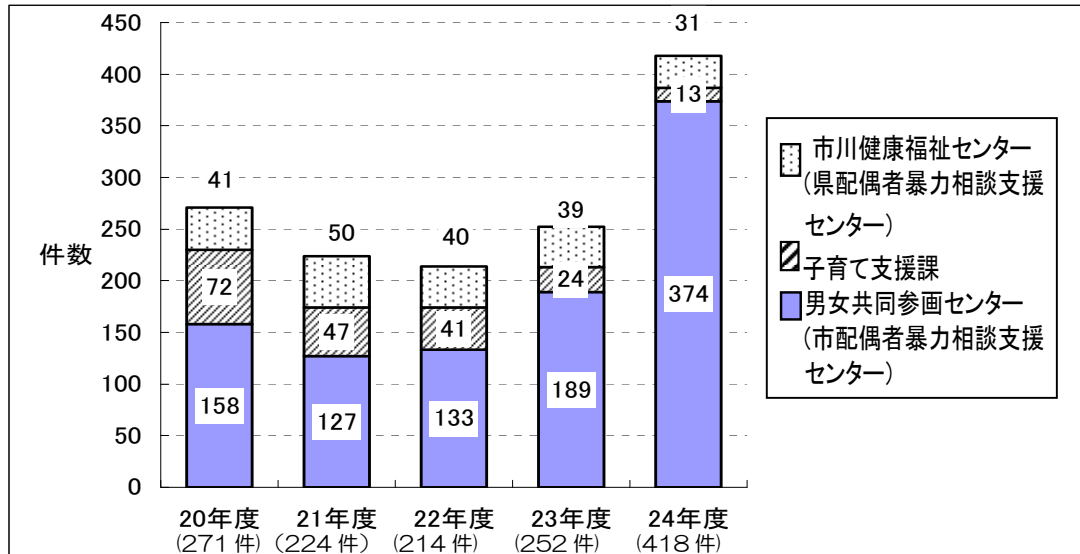
（男女共同参画課調べ）



- ◆ 市川健康福祉センターの件数は、DV相談件数のうち市川に住所がある者、又は居住している者です。なお、市川健康福祉センター管内(市川市・浦安市)の平成24年度件数は、299件(来所:57件、電話:242件)です。

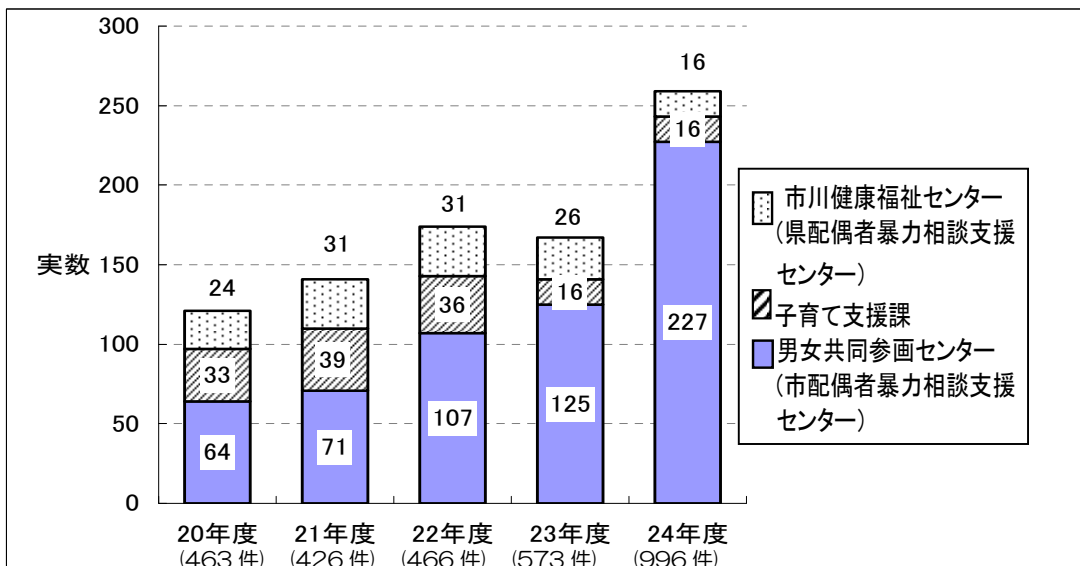
● 来所による相談

(男女共同参画課調べ)



● 電話による相談

(男女共同参画課調べ)



3 配偶者暴力相談支援センター

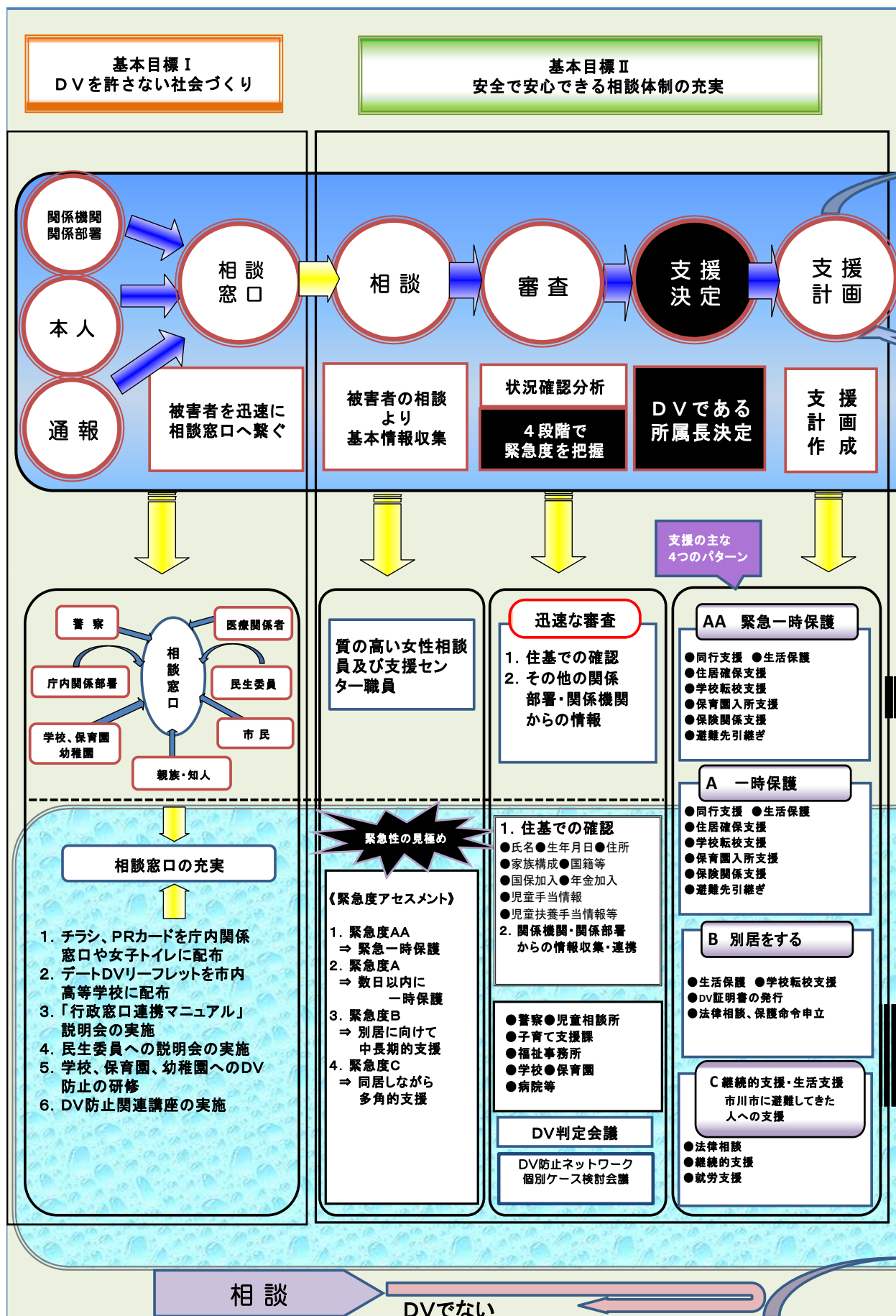
本市は、平成 23 年 10 月に配偶者暴力相談支援センターを開設しました。本市の配偶者暴力相談支援センターは、DV防止法で定められている機能のうち、

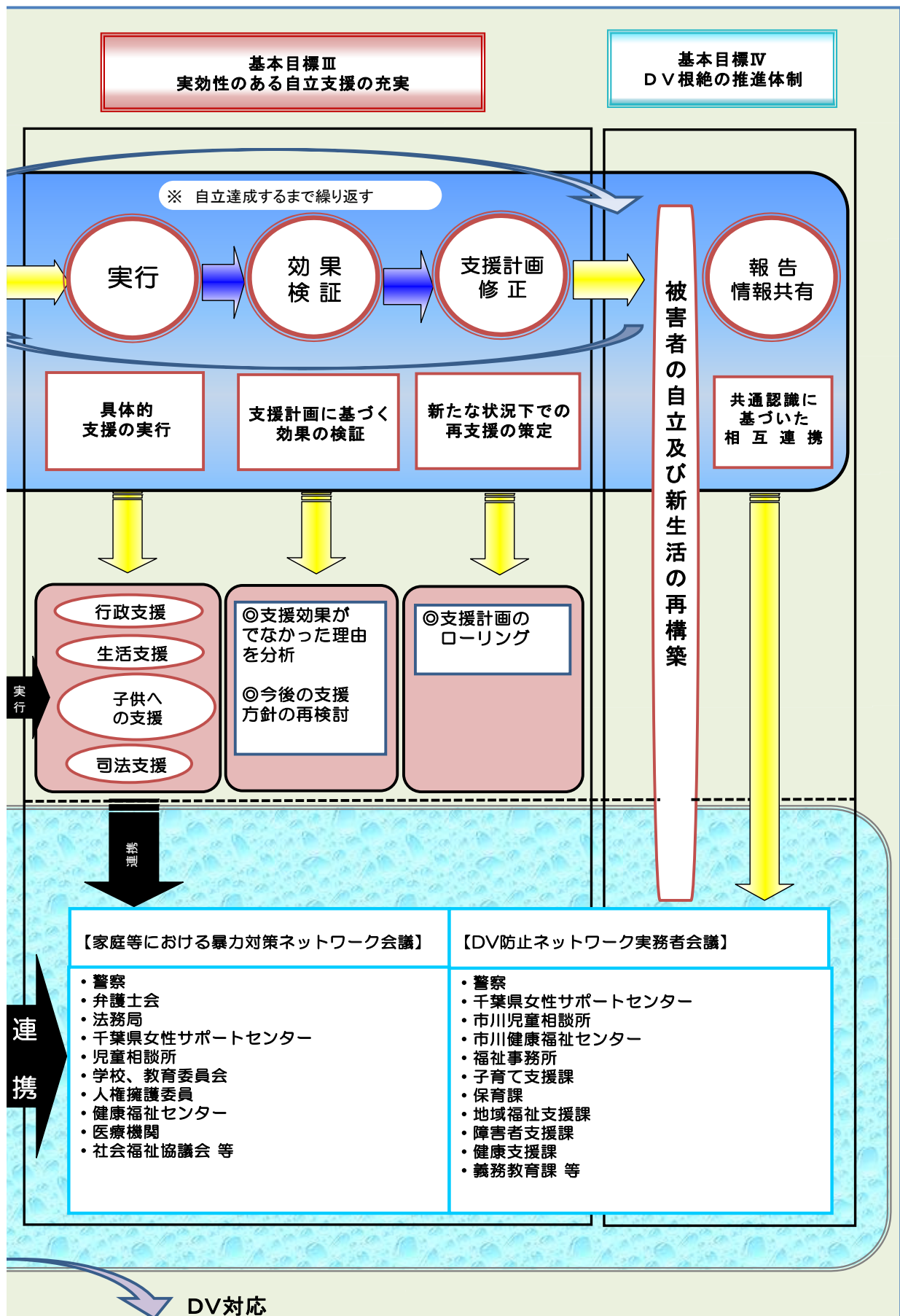
- ①相談又は相談機関の紹介
- ②被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ③被害者及び自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ④保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑤被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

の 5 つの機能を有しています。

女性相談員がDV被害者からの相談をはじめ、緊急避難支援や緊急一時保護、保護命令申し立てにおける支援等、継続的にきめ細かく支援しています。

4 被害者支援フロー図





第 3 章 市川市 DV 防止基本計画の成果と課題

1 基本目標ごとの達成状況

平成 23 年 8 月に策定した「市川市 DV 防止基本計画（第 1 次実施計画）」は、平成 23 年度～平成 25 年度を計画期間としています。当該計画について、評価・検証等が終了している平成 23 年度、平成 24 年度の 2 年間についての基本目標ごとの進捗状況は以下のとおりです。

| 基本目標 | 事業数 | 平成 23 年度
達成度 | | 平成 24 年度
達成度 | |
|--------------------|-----|-----------------|------|-----------------|-------|
| | | 順位 | % | 順位 | % |
| I DV を許さない社会づくり | 6 | 2 | 66.7 | 3 | 93.3 |
| II 相談体制の充実 | 15 | 1 | 71.4 | 3 | 93.3 |
| III 被害者支援の充実と加害者教育 | 7 | 2 | 66.7 | 2 | 94.3 |
| IV 推進体制の充実 | 4 | 4 | 50.0 | 1 | 100.0 |
| 合計 | 32 | 平均 | 63.7 | 平均 | 95.2 |

基本目標 I

| | |
|----|---|
| 成果 | DV 根絶を目的とする啓発活動として、DV 防止講座の実施やデート DV パンフレットの配布や広報による啓発を行った。 |
| 課題 | DV 防止に関し、正しい知識を身につけることができるよう、市民団体等と協力し、講座を実施するなどの啓発を行っていく。 |

基本目標 II

| | |
|----|---|
| 成果 | 相談窓口に関するチラシやカードを作成し、周知した。また、外国人に対しても、相談窓口の PR カードを 5 ヶ国語で作成し、関係部署の窓口に設置し啓発を図った。 |
| 課題 | 相談件数は増加しているものの、配偶者暴力相談支援センターの認知度はまだ低いこと、また、女性弁護士による法律相談の利用が少ないことからさらなる啓発に努めていく。 |

基本目標 III

| | |
|----|---|
| 成果 | 相談件数の増加に伴い、緊急性の高いケースや重篤なケースも多くなったことから、学校、保育園、幼稚園や児童相談所との協議など、他の機関と連携しながら、被害者支援を行った。 |
| 課題 | DV 被害者の生活再建に向けて、切れ目のない相談を継続し、自立に必要な支援を進めていく。 |

基本目標 IV

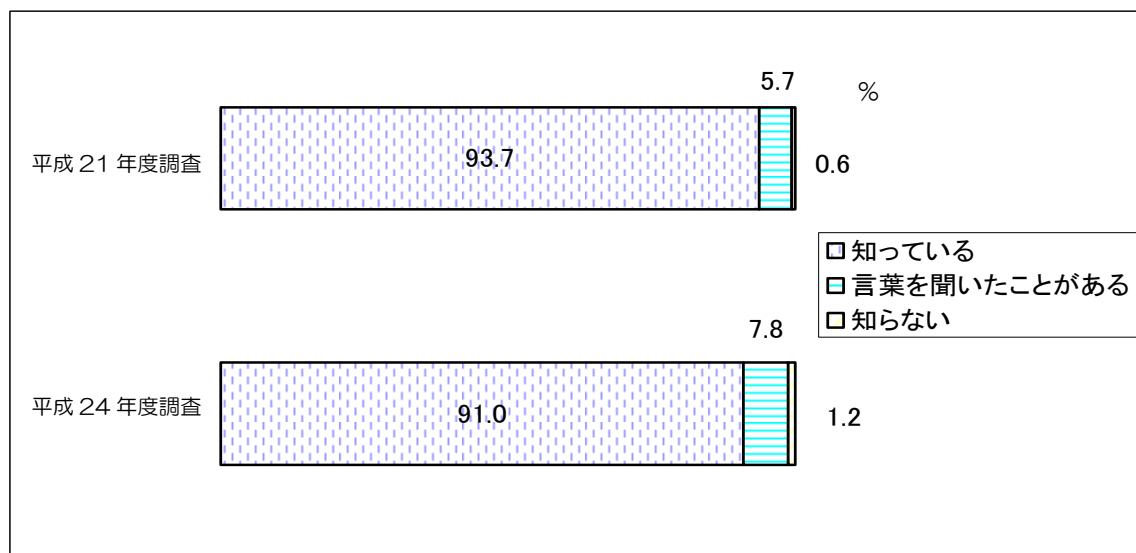
| | |
|----|---|
| 成果 | 平成 25 年度に DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の 4 つのネットワーク会議を一本化した「市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議」を設置した。 |
| 課題 | 今後は「市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議」における、関係機関の情報の共有化と連携を強化し、より密接な協力体制を整えていく。 |

2 意識調査からみた課題

(1) DVの認知度

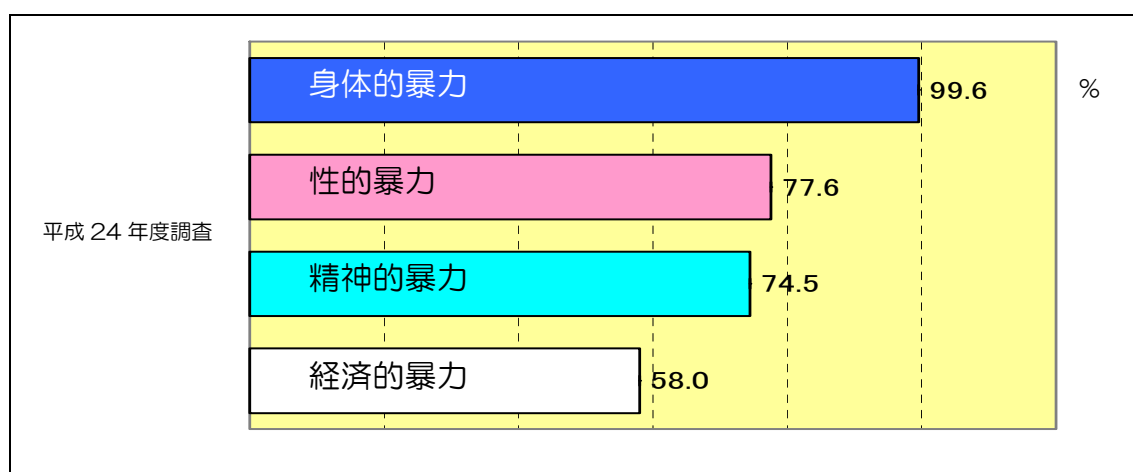
平成 24 年度に実施した e-モニター制度※2 での DV に関する意識調査結果では、「DV」を知っていると回答は 90%を超え、多くの方が「DV」という言葉を聞いたことがあるという結果がでています。

(e-モニター 平成 21 年度・平成 24 年度)



● DVの種類と認知度

DV の種類についての質問では、「DV を知っている」方のうち、殴る、蹴るなどの「身体的暴力」については、99.6%の方がDVと理解していますが、その他の暴力については、「性的暴力」は 77.6%、「精神的暴力」は 74.5%、「経済的暴力」については 58%にとどまっており、DV の種類によっては、まだ DV と捉えられていないという結果でした。



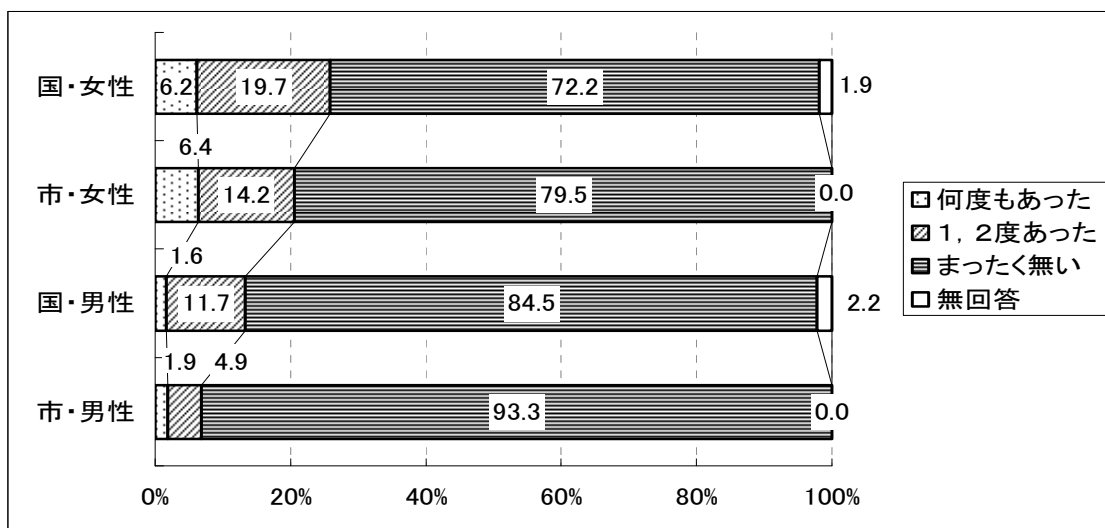
e-モニター制度による「DVに関するアンケート」結果

(2) DV 被害の状況

● 殴る、蹴るなどの身体的暴力

本市のDV被害で身体的暴力の状況について、平成23年度の内閣府が実施した調査結果と比較してみると、身体的暴力について被害を受けた女性は、本市が20.6%、全国は25.9%であり、被害を受けた男性は、本市が6.8%、全国は13.3%という状況であり、男女とも全国の調査より本市は少なくなっています。

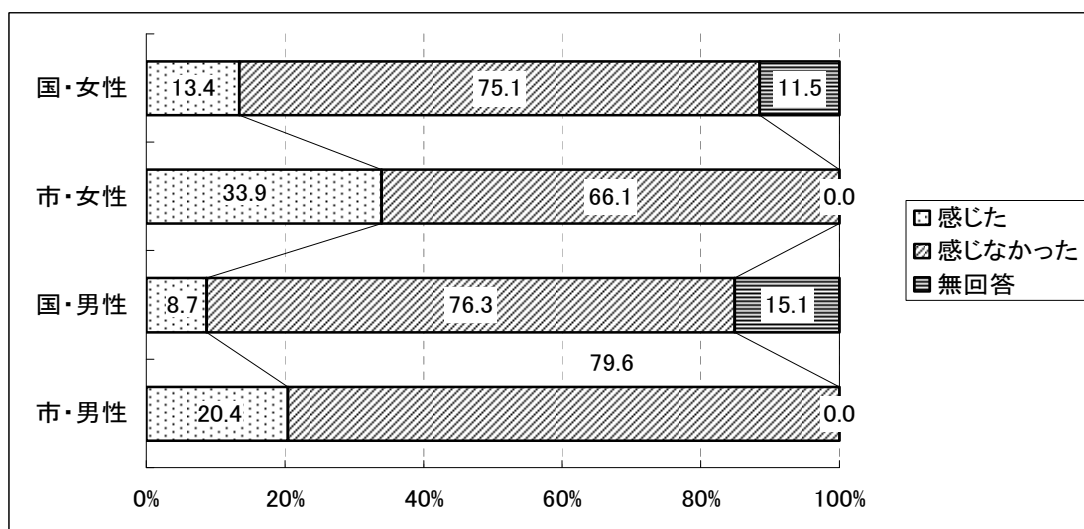
(内閣府調査 平成23年度・e-モニター 平成24年度)



● 命の危険を感じた経験

さらに、市川市のDV被害を受けた方のうち「命の危険を感じた」女性が33.9%であり、全国の「命の危険を感じた」女性13.4%に比べて多くなっています。

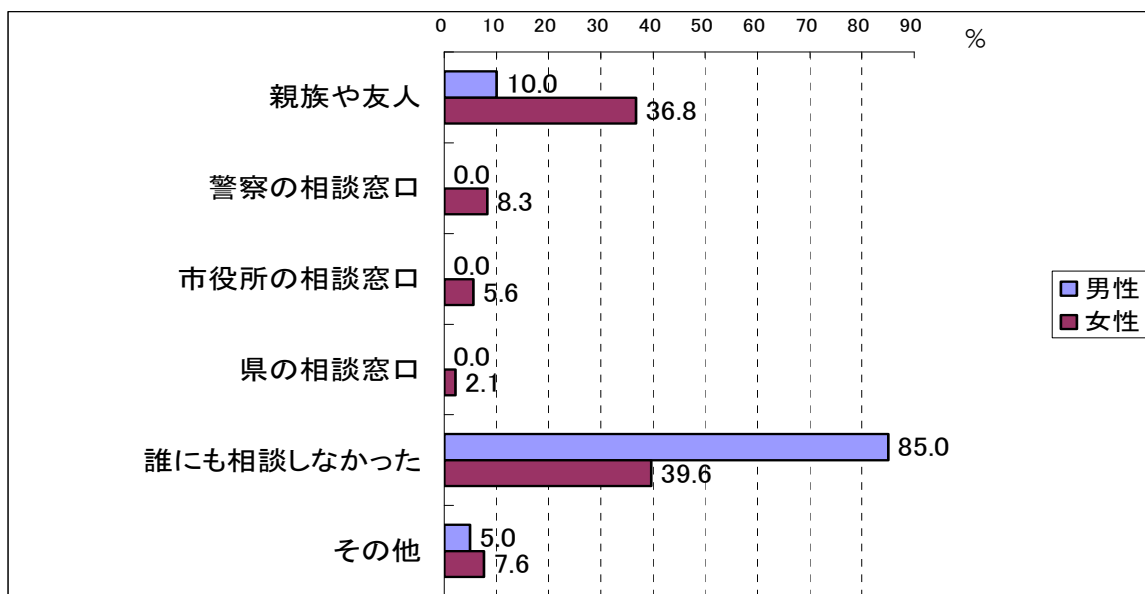
(内閣府調査 平成23年度・e-モニター 平成24年度)



(3) 相談先の状況

また、DV被害を受けた場合の相談先としては「親族や友人」が男性 10.0%・女性 36.8%、「警察」が男性 0.0%・女性 8.3%と低く、「誰にも相談しない」が男性 85.0%・女性 39.6%と多くの方が誰にも相談していないことがわかりました。加えて「配偶者暴力相談支援センター」を知らない方が 73.5%、「DV専門相談及び女性弁護士による法律相談」を知らない方が 85.7%と、DV について、どこに相談していいのかわからない方が多いという結果がでました。

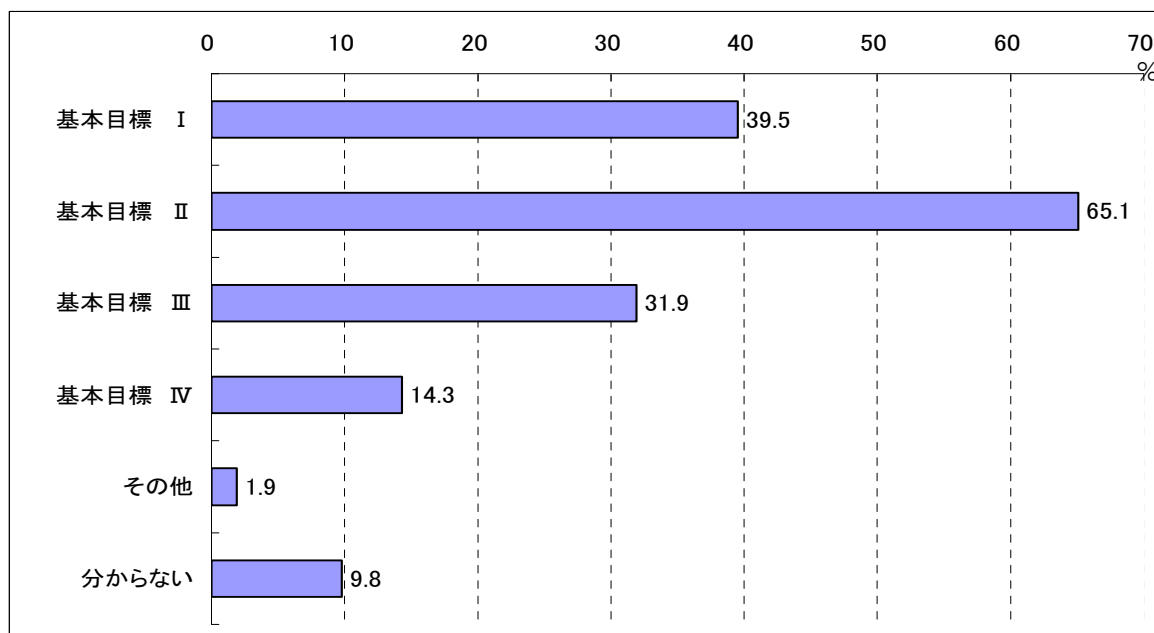
(e-モニター 平成 24 年度)



【DV 防止の重点施策】

今後、DV防止の施策の中で、特に力を入れてほしい施策は下記の順となっています。

(e-モニター 平成 24 年度)



e-モニター制度による「DV に関するアンケート」結果

※2 e-モニター制度

市川市が運営する登録制のアンケート制度です。モニターとして登録している方に、パソコンや携帯電話への電子メールを利用し、アンケート調査などを行い、市政の参考とするものです。

《市川市 e-モニター制度による DV に関するアンケートの回答者属性》

●平成21年度

| | |
|--------|---|
| 調査方法 | インターネット及び電子メール |
| 調査期間 | 平成21年12月7日～平成21年12月13日 |
| 調査実施機関 | 市川市総務部男女共同参画課 |
| 有効回答数 | 1,626人 |
| 回答者属性 | 女性884人、男性742人
10代5人(0.3%)、20代80人(4.9%)、30代482人(29.6%)、
40代471人(29.0%)、50代212人(13.0%)、60代268人(16.5%)、
70代94人(5.8%)、80代14人(0.9%) |

●平成24年度

| | |
|--------|--|
| 調査方法 | インターネット及び電子メール |
| 調査期間 | 平成25年3月6日～平成25年3月20日 |
| 調査実施機関 | 市川市総務部男女共同参画課 |
| 有効回答数 | 1,100人 |
| 回答者属性 | 女性565人、男性534人、不明1人
10代3人(0.3%)、20代39人(3.5%)、30代230人(20.9%)、
40代363人(33.0%)、50代164人(14.9%)、60代177人(16.1%)、
70代111人(10.1%)、80代12人(1.1%) |

※ 調査の数値は、四捨五入の関係で、合計が100%にならないことがあります。

第4章 第2次DV防止実施計画の考え方

第2次DV防止実施計画は以下のような考え方に立って策定しています。

- ① 実効性のある計画とするため、できる限り適切な数値目標や期間を設定するとともに、その達成状況について進行管理を行います。目標設定が適さない事業については、実績値の報告を行います。
- ② 市民の視点での評価として、基本目標ごとに成果指標（アウトカム指標）を設定しました。

1 重点事業選定の考え方

本市のDVに関する相談件数は急激に増加をしており、それに伴い緊急性の高いケースや重篤なケースも増えていることから、相談体制のさらなる充実と一層きめ細やかな幅の広い被害者の保護や自立に向けた支援が必要です。このことから、個々のケースに合わせたきめ細やかな支援計画を作成し、支援体制の強化に取り組みます。

一方、DVの理解度や相談窓口の認知度がまだ低いことから、一層のDV理解への啓発と相談窓口の周知など、広報活動に取り組みます。

また、DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭等における暴力に対応するために、この4つの暴力対策のネットワーク会議を一本化した「市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議」を設置しました。このことにより、各関係機関との連携、協力、情報交換を強化し、被害者の支援に関する環境の整備を図り、暴力対策の取り組みの実効性を一層高めていきます。

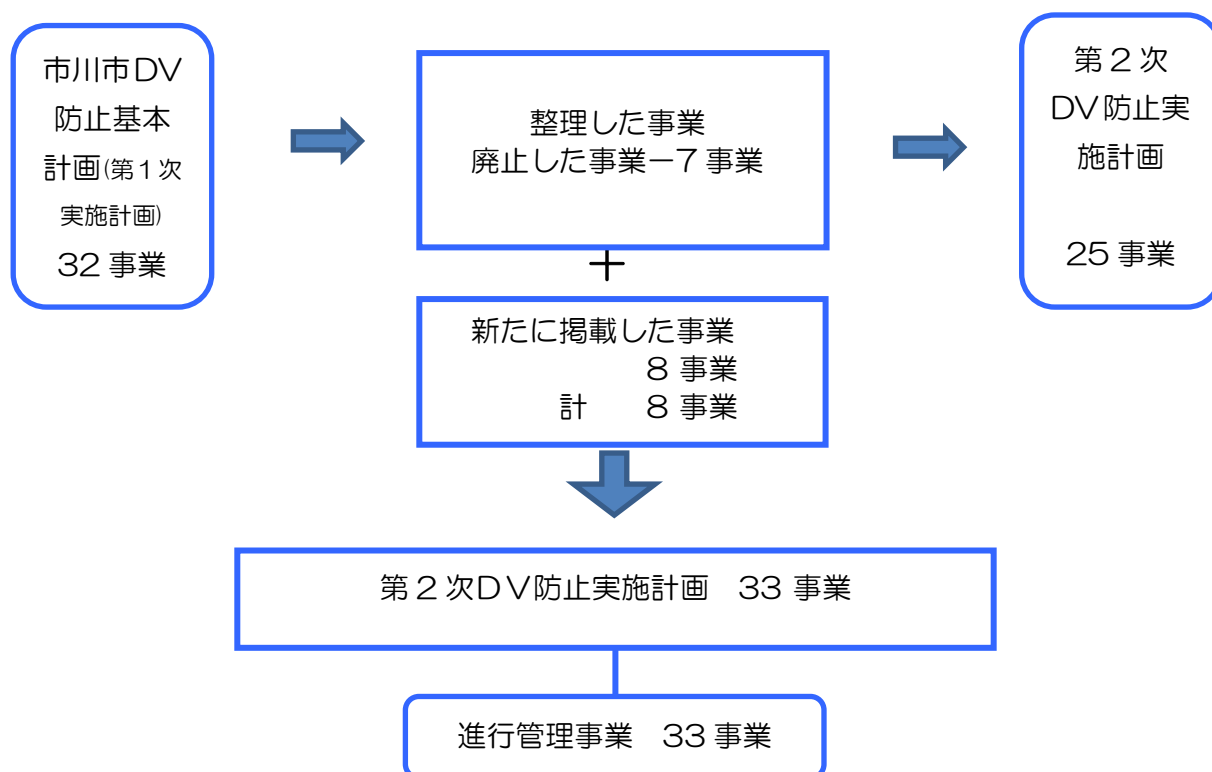
これらの事業を重点として、DV防止及び被害者支援に取り組みます。

第5章 実施計画事業

1 実施計画事業の選定にあたって

本計画の事業の選定にあたっては、「市川市DV防止基本計画(第1次実施計画)」の成果と課題を踏まえ、事業を整理するとともに、新たな事業を加え、実効性のある計画事業としました。

また、計画事業には、それぞれ事業ごとに目標数値を設定し、進行管理をしていきます。



2 進行管理事業

本計画において進行管理をしていく事業です。この事業は、原則として目標及び目標値を設定して、実施状況を把握、管理し、その進捗を評価、検証します。一部、目標を設定することが事業の目的に適さない場合については、目標を設定していません。

3 進行管理について

本計画に位置づけられている進行管理事業については、毎年度、評価、検証を行い、その結果を市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表します。また、必要に応じて、本計画のローリングを行います。

4 評価について

本計画の評価は目標数値と実績からの評価とし、事業報告書を作成します。事業報告書では、3年間の目標値、実績、取組状況、今後の課題等を記載します。

進行管理事業の評価については、4段階評価を行います。

☐ 十分達成できた ☐ 概ね達成できた ☐ やや不十分だった ☐ 不十分だった

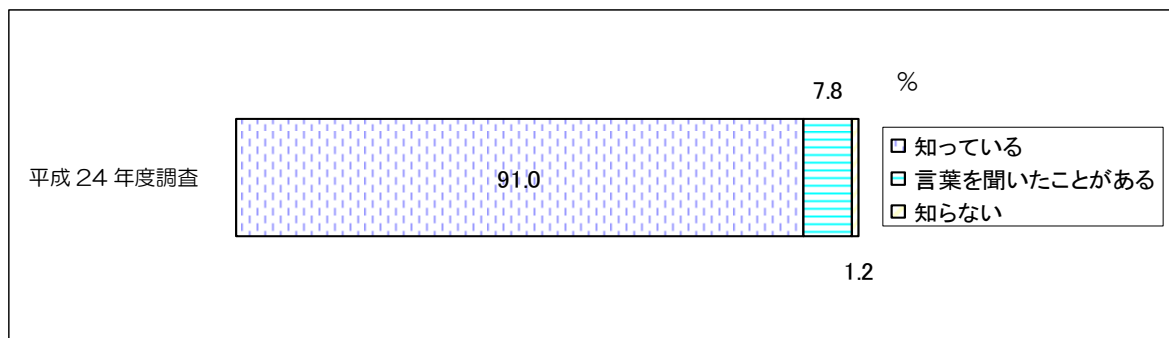
DVを許さない社会づくり

DVのない社会を実現するためには、市民一人ひとりが、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること、そして暴力は絶対に許されるものではないことを、よく理解し正しい知識を持つことが重要であり、DVを未然に防止することが第一歩です。そこで、本計画では、DVを許さない社会づくりを目指すため、「DV防止の啓発」、「DV予防教育の推進」、「DV被害者の発見」の3つを取組の方向として定め、事業を展開していきます。

| 成果指標 | 平成 24 年度
現状値 | 目標値 | | |
|--------------|----------------------|----------|----------|----------|
| | | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| DVを知っている人の割合 | 91%
(e-モニターアンケート) | 95% | 97% | 100% |

【DVの認知度】

あなたは、「DV」をご存知ですか。



e-モニター制度による「DVに関するアンケート」結果

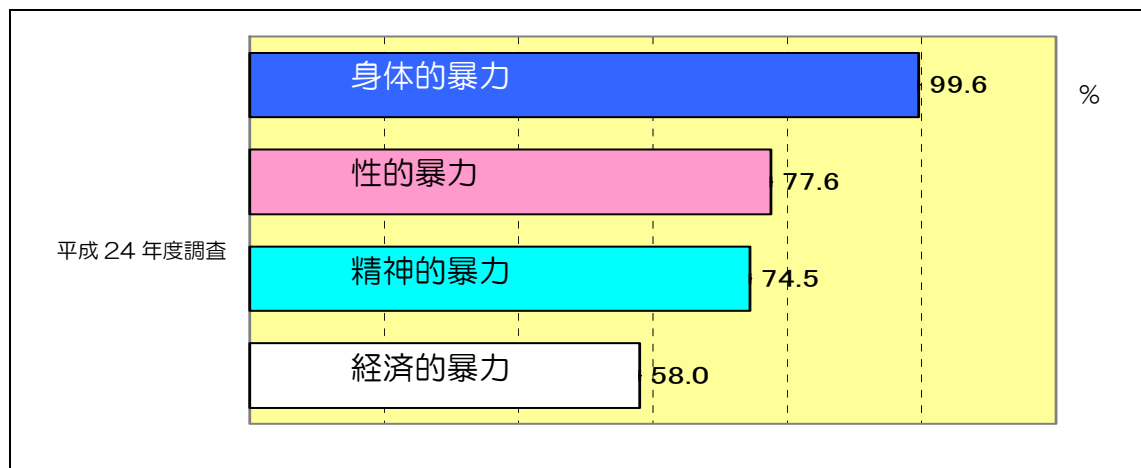
取組の方向 1 DV防止の啓発

「DV」と聞いて、何をイメージしますか？

メディアなどで報道されているような、殴る、蹴るの「暴行」や包丁で刺すといった「傷害」などの「身体的暴力」を想像する方が多いと思います。しかし、DVはそれら「身体的暴力」だけではありません。「性的暴力」や「精神的暴力」、「経済的暴力」など、さまざまな「暴力」を含んでいるのです。

ほかに、自身が受けている行為がDVであるにもかかわらず、DVと認識できないでいるDV被害者もいます。

そこで、DVを許さない社会づくりの目標達成に向けた一つとして、DVについての正しい知識と理解を得るための情報提供と啓発活動を実施していきます。



e-モニター制度による「DVに関するアンケート」結果

| | | | | |
|------|---|----------|----------|----------|
| 事業名 | 1. 相談窓口の広報活動の充実 重点 | | | |
| 事業概要 | DV相談窓口の案内チラシ・カード等を市の窓口等に配布するとともに市公式Webサイトでの周知を行います。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 配布箇所数 | | | |
| 目標数値 | 現 状 (平成 24 年度) | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 35 箇所 | 45 箇所 | 45 箇所 | 45 箇所 |

| | | | | |
|------|--|----------|----------|----------|
| 事業名 | 2. 外国人に対する相談窓口の周知 | | | |
| 事業概要 | 英語・中国語・韓国語・タガログ語・スペイン語のDV相談窓口案内チラシ・カードを市役所の行政窓口等に置き、外国人のDV被害者に周知を行います。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 配布箇所数 | | | |
| 目標数値 | 現 状 (平成 24 年度) | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 35 箇所 | 35 箇所 | 35 箇所 | 35 箇所 |

| | | | | |
|------|---|----------|----------|----------|
| 事業名 | 3. DV根絶強化月間の実施 新規 | | | |
| 事業概要 | DV根絶強化月間である11月に男女共同参画センターの使用団体へDVに関するチラシ・カードを配布し啓発に努め、使用団体とともに啓発活動を実施します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | DVに関するアンケートの回収数 | | | |
| 目標数値 | 現 状 (平成 24 年度) | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | — | 50 件 | 100 件 | 150 件 |

取組の方向 2 DV予防教育の推進

DVを許さない社会づくりを目指すにあたり、将来を見据え、「人権を尊重し暴力は絶対に許さない」という意識を、子どものうちから根づかせることがとても重要です。

そこで、人権擁護委員と連携した子どもたちへの教育事業などを実施していきます。

また、恋人等からの暴力（デートDV）については、中学生・高校生・大学生といった若者が遭遇するケースが多いことから、本市では高校生を中心とした予防教育の啓発を行うと共に児童、生徒を指導する立場にある小・中学校の教職員に対し、DVの正しい理解や対応についての啓発を図り推進していきます。

| | | | | |
|------|---|--------|--------|--------|
| 事業名 | 4. 人権擁護委員との協働 | | | |
| 事業概要 | 人権擁護委員との協働による小学生（市立小学校39校）を対象とした人権教室や中学生（市立中学校16校）を対象とした人権講演会を行います。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 実施校数 | | | |
| 目標数値 | 現 状(平成24年度) | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | 32校 | 35校 | 38校 | 41校 |

| | | | | |
|------|--|--------|--------|--------|
| 事業名 | 5. 若者を対象としたデートDV予防啓発事業の実施 | | | |
| 事業概要 | 若者を対象としたデートDV予防啓発リーフレットを市内高等学校（公立8校・私立7校）を中心に配布し、生徒・教員・保護者などへの啓発を行います。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 配布校数 | | | |
| 目標数値 | 現 状(平成24年度) | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | 3校 | 5校 | 5校 | 5校 |

| | | | | |
|------|---|----------|----------|----------|
| 事業名 | 6. 学校職員に対する啓発 新規 | | | |
| 事業概要 | 小中学校において保健指導を行う養護教諭や相談業務を行うライフカウンセラーに対しデートDVや暴力に対する正しい理解や相談窓口の周知を図るため関係部署と連携し研修会を実施します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課、指導課、保健体育課 | | | |
| 目標 | 研修実施回数 | | | |
| 目標数値 | 現 状（平成 24 年度） | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | — | 2 回 | 2 回 | 2 回 |

取組の方向 3 DV被害者の発見

DVは、外部から発見しづらい家庭内で起こることから潜在化しやすく、その行為がエスカレートし、被害が深刻化する特性があります。

重大な被害になる前に、被害を発見する可能性が高い、市役所の窓口や学校、保育園、幼稚園など各機関に対して啓発していきます。

それらの対策の効果として、DVの早期発見と適切な相談窓口への誘導が可能になると考えています。

| | | | | |
|------|--|----------|----------|----------|
| 事業名 | 7. 関係部署との連携によるDV被害者の早期発見 | | | |
| 事業概要 | 市役所の様々な行政窓口でDV被害者を発見し、速やかにDV相談窓口以案内できるよう、窓口専用のDV相談窓口連携マニュアルを活用できるよう関係部署の異動職員を対象とした説明会を実施します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | DV相談窓口連携マニュアル説明会の実施回数 | | | |
| 目標数値 | 現 状（平成 24 年度） | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 4 回 | 1 回 | 1 回 | 1 回 |

| | | | | |
|------|--|----------|--------|--------|
| 事業名 | 8. 早期発見のための情報提供 | | | |
| 事業概要 | 学校、幼稚園、保育園関係者へDVに関するリーフレットを作成しDV相談窓口に案内できるよう啓発を行います。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 研修会実施回数 | | | |
| 目標数値 | 現 状(平成24年度) | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | — | リーフレット作成 | 1回 | 1回 |

| | | | | |
|-------|--|--------|--------|--------|
| 事業名 | 9. 通報への的確な対応 新規 | | | |
| 事業概要 | 通報は、一般からと医療関係者からに分けられ、前者は通報者に対し加害者に知られないよう被害者へ配偶者暴力相談支援センター又は警察に相談するよう協力を求めます。後者に関しては、DV被害者の状況確認を行うとともに入院等をしている重篤な被害者には、職員または女性相談員が当該医療機関に出向き被害者の相談に応じます。暴力の抑止等の緊急の対応が必要な場合は警察が対応するため連携しDV被害者の安全確保を行います。医療関係者は原則として被害者の通報の同意が確認できた場合のみ通報を行います。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 報告 | 医療関係や市民からの通報件数 | | | |
| 実績報告値 | 現 状(平成24年度) | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | 14件 | — | — | — |

安全で安心できる相談体制の充実

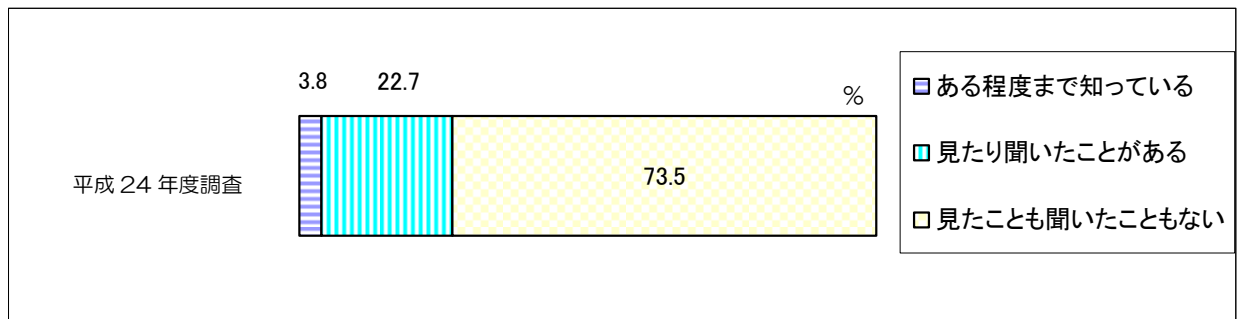
e-モニターアンケートの結果では、この分野に今後力を入れてほしいという市民の意見が多いことがわかりました。

安全で安心できる相談体制を確立するため、「相談業務の充実」、「被害者の安全確保」、「職務関係者の資質向上」の3つを取組の方向として事業を展開していきます。

| 成果指標 | 平成 24 年度
現状値 | 目標値 | | |
|-------------------------|------------------------|----------|----------|----------|
| | | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| 配偶者暴力相談支援センターを知っている人の割合 | 26.5%
(e-モニターアンケート) | 30% | 40% | 50% |

【配偶者暴力相談支援センターの周知】

市川市では配偶者暴力相談支援センターを開設し、DV防止に向け相談機能を強化しています。「配偶者暴力相談支援センター」をご存知ですか。



e-モニター制度による「DVに関するアンケート」結果

取組の方向 4 相談業務の充実

安全で安心できる相談体制のひとつとして、本市では、平成 23 年 10 月に配偶者暴力相談支援センターを開設しました。本市配偶者暴力相談支援センターでは、DV被害者からの相談を受け、情報提供を行い、手続きに必要な証明書を発行し、自立までのきめ細かな切れ目のない支援を行います。

| 事業名 | 10. 支援計画書作成による情報の共有化 重点 新規 | | | |
|-------|--|----------|----------|----------|
| 事業概要 | 個々のケースの（安全確保を踏まえ）きめ細かな支援計画書を作成し、職員・女性相談員が情報や対応を共有し、支援体制を強化します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 報告 | 支援計画書作成数 | | | |
| 実績報告値 | 現 状（平成 24 年度） | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | — | — | — | — |

| 事業名 | 11. 保護命令申し立てに関する助言・支援 | | | |
|-------|---|----------|----------|----------|
| 事業概要 | 裁判所に接見禁止などの安全確保に関する保護命令を申立てるにあたり、申立て方法や記載方法についての助言や支援を行うとともに、裁判所からの求めに応じ、書面を作成し安全確保に努めます。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 報告 | 裁判所への書面の提出件数 | | | |
| 実績報告値 | 現 状（平成 24 年度） | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 1 件 | — | — | — |

| | | | | |
|------|--|----------|----------|----------|
| 事業名 | 12. 女性弁護士による無料法律相談の実施 | | | |
| 事業概要 | 離婚や調停など法的支援についての助言が必要な場合には、女性弁護士が無料法律相談を実施します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 相談件数 | | | |
| 目標数値 | 現 状 (平成 24 年度) | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 131 件 | 150 件 | 160 件 | 170 件 |

| | | | | |
|-------|--|----------|----------|----------|
| 事業名 | 13. 外国人への相談の配慮 | | | |
| 事業概要 | 言葉の壁や様々な生活問題を抱える外国人に対し相談を実施するとともに通訳者の派遣を依頼し、外国人に配慮した相談体制を整えます。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 報 告 | 外国人の相談件数 | | | |
| 実績報告値 | 現 状 (平成 24 年度) | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 101 件 | — | — | — |

| | | | | |
|-------|--|----------|----------|----------|
| 事業名 | 14. 高齢者・障害者への相談の配慮 | | | |
| 事業概要 | 高齢者および身体・知的・精神など障害のある被害者に配慮した相談を行い、関係部署と連携し迅速な対応を図ります。 | | | |
| 所管課 | 地域福祉支援課、障害者支援課 | | | |
| 報 告 | 65歳以上の高齢者及び障害者の相談件数 | | | |
| 実績報告値 | 現 状 (平成 24 年度) | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | — | — | — | — |

| | | | | |
|------|---|----------|----------|----------|
| 事業名 | 15. 一時保護施設入所者への訪問面接 | | | |
| 事業概要 | 市川市居住のDV被害者が夜間や休日に警察経由で婦人相談所に緊急一時保護された場合又は他の一時保護施設へ入所した場合、それらの入所者に職員又は女性相談員が訪問面接を実施し被害者の心情整理や自立に向けた支援を行います。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 一時保護者への訪問面接を実施する割合 | | | |
| 目標数値 | 現 状（平成 24 年度） | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 100% | 100% | 100% | 100% |

| | | | | |
|-------|---|----------|----------|----------|
| 事業名 | 16. 重篤度の高い被害者への同行支援 | | | |
| 事業概要 | DVの影響で精神的に疲弊している被害者や、精神に障がいのある被害者に対応し、自立のための各種手続等を職員又は女性相談員が関係部署へ同行支援を行います。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 報 告 | 同行支援を行ったケース数 | | | |
| 実績報告値 | 現 状（平成 24 年度） | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 12件 | — | — | — |

| | | | | |
|------|--|----------|----------|----------|
| 事業名 | 17. 被害者の個人情報の適切な管理 新規 | | | |
| 事業概要 | 「市川市個人情報保護条例」に基づき、DV被害者の個人情報の適切な管理を行います。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | — | | | |
| 目標数値 | 現 状（平成 24 年度） | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | — | — | — | — |

取組の方向 5 被害者の安全確保

被害者の安全確保については、都道府県の婦人相談所での一時保護の実施のほか、本市配偶者暴力相談支援センターにおいて、緊急に保護を求めてきた被害者が一時保護されるまでの間、社会資源を積極的に活用した避難場所の提供や同行支援の実施などにより、被害者及び同伴の子どもとの緊急時における安全確保を行います。特に、加害者から危害を加えられる恐れが高い場合は、警察と緊密に連携を図り、DV被害者の安全確保を第一に行います。

| 事業名 | 18. 警察との連携強化 | | | |
|-------|--|--------|--------|--------|
| 事業概要 | 配偶者暴力相談支援センターとして、警察と緊密に連携をとりながら加害者から追跡される危険のある被害者とその子どもの緊急時の安全確保を行います。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 報告 | 警察と連携したケース数 | | | |
| 実績報告値 | 現 状(平成24年度) | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | 17件 | — | — | — |

| 事業名 | 19. 緊急一時保護の実施 | | | |
|-------|---|--------|--------|--------|
| 事業概要 | 緊急性が高いケースにおいては、婦人相談所と連携し、DV被害者とその子どもに関する情報を共有し、円滑な一時保護を実施します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 報告 | 婦人保護施設等へ緊急一時保護を実施したケース数 | | | |
| 実績報告値 | 現 状(平成24年度) | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | 14件 | — | — | — |

| | | | | |
|-------|--|--------|--------|--------|
| 事業名 | 20. 一時保護者、同伴者への同行支援 | | | |
| 事業概要 | 一時保護施設に入所中のDV被害者に対し、被害者本人の意思を尊重し自立に向けた転居先探しやアパートの賃貸契約など自立に必要な様々な手続きのため外出する際に安全確保の観点から同行支援を実施します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課、地域福祉支援課 障害者支援課 | | | |
| 報告 | 同行支援を行ったケース数 | | | |
| 実績報告値 | 現 状(平成24年度) | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| | 12件 | — | — | — |

取組の方向 6 職務関係者の資質向上

DV被害者への支援を適切に行うためには、職務関係者の資質向上が欠かせません。

DV被害者が早期に問題解決できるよう、職務関係者には、問題解決のツールとしての社会資源の情報を、DV被害者へ提供することが求められています。

また、様々な悩みや複合的な問題を抱えるDV被害者のために適切な援助ができるようケースのコーディネートも大変重要となります。

そこで、女性相談員をはじめとする職務関係者が、研修等を通じて情報を吸収し、多くの知識を身につけ迅速に適切な対応ができるようにしていきます。

| | | | | |
|------|---|----------|----------|----------|
| 事業名 | 21. DV相談担当職員のスキルアップ | | | |
| 事業概要 | DV被害者や同伴の家族について、相談での初期対応の重要性や緊急一時保護の連携フロー、各種法的制度など、きめ細やかな対応に言及したDV被害者対応の手引きを活用し、DV相談担当職員の質の向上を図ります。また、国や県主催の研修会に参加していきます。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 研修会参加回数 | | | |
| 目標数値 | 現 状 (平成 24 年度) | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 5 回 | 3 回 | 3 回 | 3 回 |

| | | | | |
|------|--|----------|----------|----------|
| 事業名 | 22. ケース検討会議の実施 | | | |
| 事業概要 | 処遇困難ケースや危険度の高いケース等の情報の共有及び支援方法のスキルアップを図り、相談体制の強化を図ります。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 会議実施回数 | | | |
| 目標数値 | 現 状 (平成 24 年度) | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 9 回 | 12 回 | 12 回 | 12 回 |

実効性のある自立支援の充実

DV被害者は、加害者と離れ安定した生活を送ることができる支援をするのが、この分野です。実効性のある自立支援の充実を図るため、「被害者の生活再建支援」と「子どもに関する支援」の2つを取組の方向として事業を展開していきます。

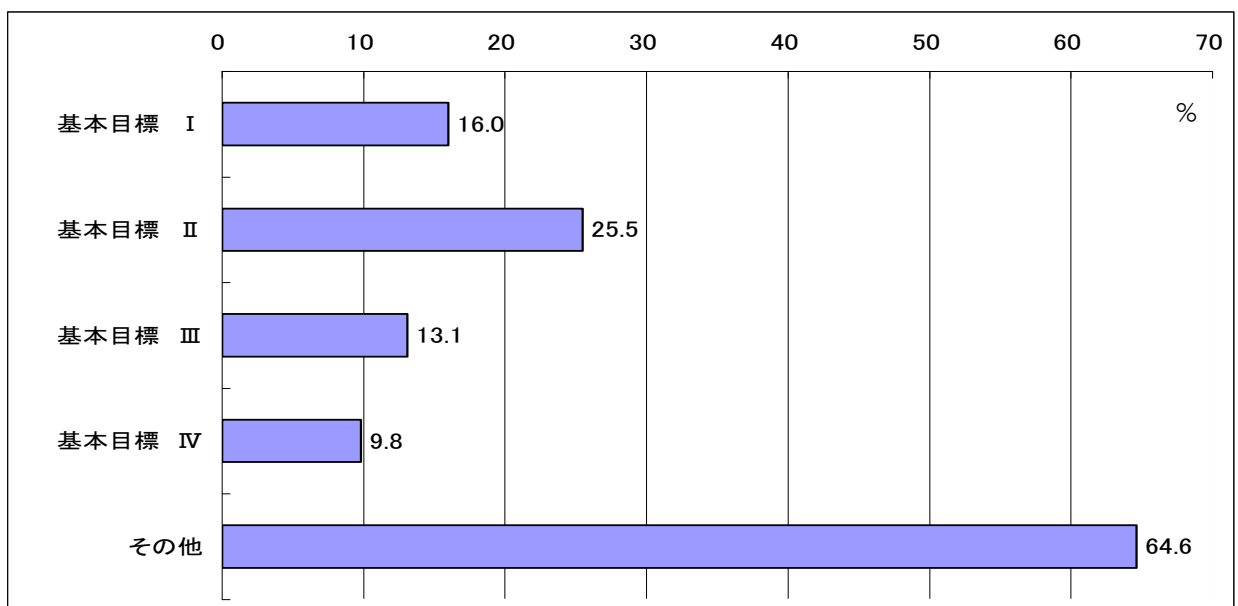
DV被害者が、加害者から離れることに成功しても、新しい生活を始めるためには、乗り越えなければならない壁が多数あります。着の身着のまま避難する場合は、経済的な問題（生活費）や住居の問題、子どもがいる場合は転校や転園の問題などがあり、被害者の自立に必要な支援を行い生活再建を進めます。

| 成果指標 | 平成 24 年度
現状値 | 目標値 | | |
|-------------------------------|----------------------------|----------|----------|----------|
| | | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| 基本目標Ⅲの施策が進んでいると
思っている市民の割合 | 13.1%
(e-モニターアン
ケート) | 15% | 20% | 25% |

※ 基本目標Ⅲは市川市DV防止基本計画（第1次実施計画）では、「被害者支援の充実と加害者教育」第2次DV防止実施計画においては「実効性のある自立支援の充実」としており、取り組みの内容はすべて同様ではありませんが、被害者の自立支援を中心に事業を展開していることから、成果指標の数値として記載しています。

【目標達成に向け進んでいると思う施策】

「市川市DV防止基本計画」には4つの基本目標があります。目標達成に向け進んでいると思う施策を次の中から選んでください。



e-モニター制度による「DVに関するアンケート」結果

取組の方向 7 被害者の生活再建支援

DV被害者にとって、安全が確保された後に大事なことが、安定した生活を送ることです。

被害者が生活再建を早期に果たせるように、福祉制度を活用した支援をはじめ、住宅の確保に向けた支援や就労に向けた支援等、それぞれの状況に合った切れ目のないきめ細かな支援を行っています。

| | | | | |
|-------|--|----------|----------|----------|
| 事業名 | 23. 住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のための公的なDV証明書の発行 | | | |
| 事業概要 | 住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のため、必要な証明書の申請受付と交付を行います。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 報告 | DV証明書の発行数 | | | |
| 実績報告値 | 現 状（平成 24 年度） | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 103枚 | — | — | — |

| | | | | |
|-------|--|----------|----------|----------|
| 事業名 | 24. 住宅確保に向けた支援 | | | |
| 事業概要 | 住宅確保について情報提供や助言を行ったり、県営住宅・市営住宅等へ優先して入居できるように証明書を発行します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 報告 | 賃貸借契約等の同行件数及び市営住宅入居のためのDV証明書の発行数 | | | |
| 実績報告値 | 現 状（平成 24 年度） | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 7件 | — | — | — |

| | | | | |
|------|--|----------|----------|----------|
| 事業名 | 25. 就労に向けた支援 | | | |
| 事業概要 | 再就職に必要なスキルや情報を習得するセミナーを男女共同参画センターで実施します。また、千葉県DV被害者等自立サポート事業の講座の活用やハローワークやマザーズハローワークを活用できるように情報提供を行う等就労支援の充実を図ります。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 講座等の開催数 | | | |
| 目標数値 | 現 状（平成 24 年度） | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | — | 1 回 | 1 回 | 1 回 |

| | | | | |
|-------|---|----------|----------|----------|
| 事業名 | 26. 施設等退所後の継続的支援 | | | |
| 事業概要 | 施設退所後及び避難後の自立に向けた支援の中で、DV被害者とその子ども様々な悩みに対応し、関係部署、関係機関と連携し継続的支援を実施します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 報告 | 施設等退所者及び同伴の家族の継続支援件数 | | | |
| 実績報告値 | 現 状（平成 24 年度） | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 14/(全体)16 件 | — | — | — |

取組の方向 8 子どもに関する支援

DVは家庭内で起こることが多く、その環境で育つ子どもの多くは、深刻な影響を受けています。子どもは両親の暴力を目の当たりにし、心に大きな傷を負います。これは児童虐待の防止等の法律でも、児童虐待に当たると明記されています。

子どもは暴力の環境にいることで、様々な影響がでることもあり、子どもへの心のケアが非常に重要となることから、児童相談所や学校・保育園等と連携した支援が必要です。また、避難先においても学校等で心身ともに落ち着ける環境づくりのための支援を関係機関と連携し行います。

| | | | | |
|-------|--|----------|----------|----------|
| 事業名 | 27. 子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携 | | | |
| 事業概要 | 被害者の子どもの心のケア及び健やかな発達を支援するための相談を実施し、必要に応じて関係部署や児童相談所と連携を図ります。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 報告 | 児童相談所や関係部署との連携数 | | | |
| 実績報告値 | 現 状（平成 24 年度） | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 12件 | — | — | — |

| | | | | |
|-------|--|----------|----------|----------|
| 事業名 | 28. 就学における支援と配慮 | | | |
| 事業概要 | 教育委員会や学校と連携し、DV被害者の子どもの転入・転校における支援を行い、個人情報の取り扱いに配慮します。また、学校等には、加害者対応について助言を行います。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 報告 | 義務教育課、小学校、中学校、高等学校と連携したケース数 | | | |
| 実績報告値 | 現 状（平成 24 年度） | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 10件 | — | — | — |

| | | | | |
|-------|--|----------|----------|----------|
| 事業名 | 29. 保育園入園における支援と配慮 | | | |
| 事業概要 | DV被害者が安心して就労できるよう、その子どもの市内の保育園への優先入所に向けた助言・情報提供を行い、必要に応じてDV証明書を保育課へ提出します。また、保育園には加害者対応について助言を行います。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 報告 | 保育園と連携したケース数 | | | |
| 実績報告値 | 現 状（平成 24 年度） | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 5件 | — | — | — |

| | | | | |
|---------|---|----------|----------|----------|
| 事業名 | 30. 保育園や幼稚園に従事する職員に対する啓発 新規 | | | |
| 事業概要 | 就学前教育等従事職員を対象に、世代間連鎖を防ぐ観点からDV家庭で育った子どもの心のケアの重要性について関係部署と連携し研修を実施します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目 標 | 研修会実施回数 | | | |
| 目 標 数 値 | 現 状（平成 24 年度） | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | — | 1 回 | 1 回 | 1 回 |

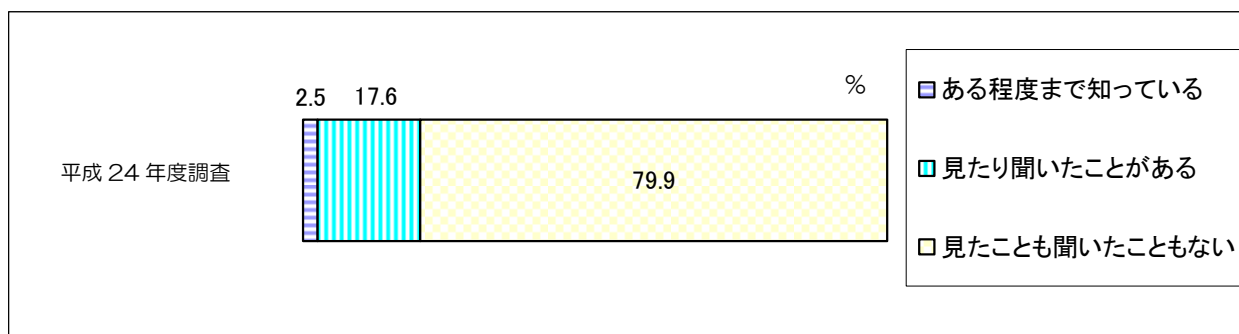
DV根絶の推進体制

DV被害には、住民基本台帳の閲覧制限や裁判所の保護命令、その他生活するうえでの経済的な支援や子どもに関する支援など、必要な支援が多方面にわたります。そのため、DVに関する共通認識を持って、切れ目のない細かな支援のために、関係機関と緊密な連携を図っていきます。

| 成果指標 | 平成 24 年度
現状値 | 目標値 | | |
|--------------------|------------------------|----------|----------|----------|
| | | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| DV防止実施計画を知っている人の割合 | 20.1%
(e-モニターアンケート) | 30% | 40% | 50% |

【市川市DV防止基本計画（第1次実施計画）の周知度】

市川市では、「市川市DV防止基本計画」を策定し、DV防止や被害者の保護と自立支援をより一層きめ細かく推進することで、「DVの根絶」を目指しています。「市川市DV防止基本計画」をご存知ですか。



e-モニター制度による「DVに関するアンケート」結果

取組の方向 9 関係機関・関係部署との連携

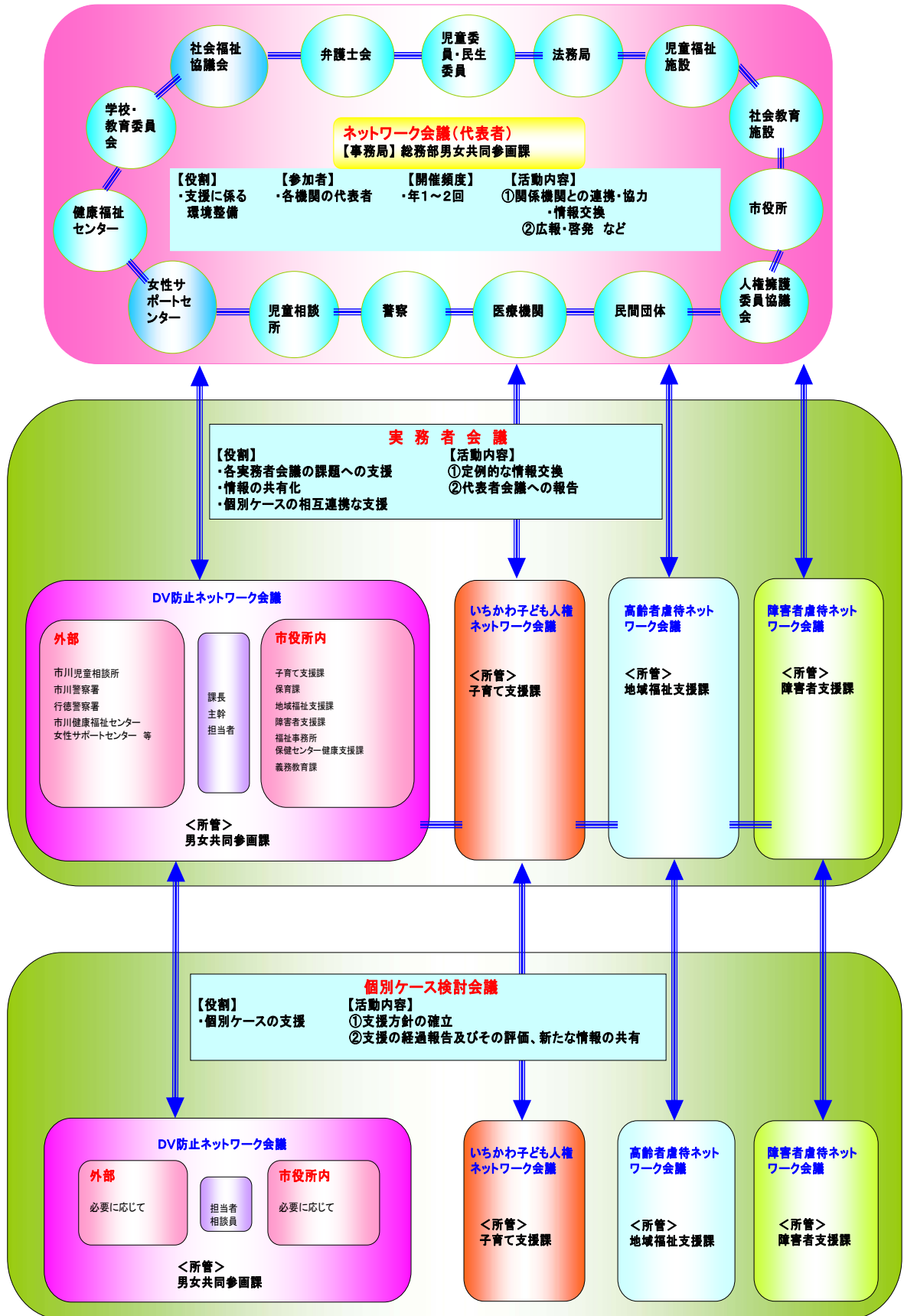
本市では、DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭等における暴力に対応する環境を整備するため、「市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議」を平成 25 年度に設置しました。当該ネットワーク会議において、警察や千葉県女性サポートセンター等の行政機関や各関係機関の代表者が集まり、情報を共有し、それぞれの役割を明確化することで、あらゆる暴力の根絶を目指していきます。

| | | | | |
|------|--|----------|----------|----------|
| 事業名 | 31. 家庭等における暴力対策ネットワーク会議の実施 重点 新規 | | | |
| 事業概要 | DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関等で構成されるネットワーク会議の代表者会議を開催し、情報の共有化を図るとともに連携を強化します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課、地域福祉支援課、障害者支援課、介護保健課、子育て支援課 | | | |
| 目標 | 会議開催回数 | | | |
| 目標数値 | 現 状 (平成 24 年度) | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | — | 2 回 | 2 回 | 2 回 |

| | | | | |
|------|---|----------|----------|----------|
| 事業名 | 32. DV防止ネットワーク実務者会議の実施 新規 | | | |
| 事業概要 | DV被害者支援のため、関係機関・関係部署との個別ケースの支援方針の確立、支援の経過報告およびその評価を行い、新たな情報を共有することを目的とした会議を開催します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 目標 | 会議開催回数 | | | |
| 目標数値 | 現 状 (平成 24 年度) | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | — | 2 回 | 2 回 | 2 回 |

| | | | | |
|-------|---|----------|----------|----------|
| 事業名 | 33. DV防止ネットワーク個別ケース検討会議の実施 | | | |
| 事業概要 | DV被害者支援のための情報の共有および関係機関・関係部署との個別ケースの相互連携を目的とした会議を開催します。 | | | |
| 所管課 | 男女共同参画課 | | | |
| 報告 | 会議開催回数 | | | |
| 実績報告値 | 現 状(平成 24 年度) | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| | 1 回 | — | — | — |

市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議



市川市配偶者暴力相談支援センターと関係機関等との連携図

